# 平成２６年度

# 飯舘村歳入歳出
# 決算審査特別委員会記録

自　平成27年9月14日
至　平成27年9月16日

飯舘村議会

平成２７年９月１４日

# 平成２６年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第１号）

平成２７年９月１４日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前９時００分より開催された。

◎出席委員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 飯樋善二郎君 | | |
| 副委員長 | 菅野新一君 | | |
| 委員 | 髙野孝一君 | 渡邊計君 | 北原経君 |
| | 松下義喜君 | 佐藤八郎君 | 佐藤長平君 |

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 菅野典雄 | 副村長 | 門馬伸市 |
| 総務課長 | 中井田榮 | 住民課長 | 藤井一彦 |
| 復興対策課長 | 愛澤伸一 | 除染推進課長 | 中川喜昭 |
| 生活支援対策課長 | 細川亨 | 会計管理者 | 佃野正行 |
| 健康福祉課長 | 高橋正文 | 教育長 | 八巻義徳 |
| 教育課長 | 村山宏行 | 代表監査委員 | 佐藤榮一 |
| 農業委員会長 | 菅野宗男 | 農業委員会事務局長 | 佃野正行 |
| 選挙管理委員会書記長 | 中井田榮 | | |

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長　齊藤修一　　書記　北原美樹

# 飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

（午前９時００分）

委員長（飯樋善二郎君）　議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、図らずも私が委員長に選任されました。また、副委員長には菅野新一委員が選任されております。

これより議事に入るわけでありますが、まずもってこのたびの大雨によって各地に甚大な被害をもたらしましたこと、犠牲になられた方々に心からの哀悼の意を申し上げます。さらには、本村におきましても至るところに大きな被害の痕跡を残しました。復興に向けて除染や各事業が進んでいる中での追い打ちをかけるようなこの災害の影響は計り知れない状況となっております。原発事故からの復旧とあわせたおくれを取り戻すべく、取り組みとなりますが村を挙げてこのような事態に全力で取り組んでいかなければならないものと考えております。

さきの平成23年３月11日発生の大地震による原発事故によっての全村避難から４年６カ月が過ぎ、村民はいまだに長く窮屈で不自由な避難生活を強いられております。このような中にあって、村の26年度の各会計各事業においても、飯舘村を取り戻し、村民を守るべく、鋭意努力をされている内容であったものと思われます。

平成26年度の主な事業は、何といっても村民の避難生活に係る「生活支援対策と健康対策や学校教育対策」事業を初め、営農再開支援策及び復興計画策定など早期帰村と村の復興と再生に向けたものであったと思われます。

さらに、村として、長期にわたる避難生活で希薄になりつつある既存のコミュニティーを第一と考え、今まで以上避難後の交流についても気を配り、なるべく村民がばらばらにならないような配慮をしてまいりました。また、子供の教育環境についても、仮設幼稚園を初め小中学校、同時にさらには給食センターの管理運営に常に意を注いでまいり、同時に早期の帰村・復興に向けた最重要課題として、丁寧な除染を早急に行うよう国・政府に対して強く要請する等実施してまいりましたが、今もって納得のいく状況にありません。村民の早期帰村の実現に向けては早期の除染完了が最も重要でありますので、今後とも強く求めてまいらなければならないものと思っております。

しかし、このような時期にあってこそ、村民のために、平成26年度の予算執行については適切になされたのかどうかについての議会の審査は重要であります。過ぎてしまった事業、さらには原発事故のため、あるいは避難中のため仕方がないなどということだけで済ますということでなく、村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして、次年度にどう生かされていくのか。また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って確認する委員会であります。慎重に審査いただきたいと思います。

不慣れではありますが、スムーズな進行にご協力をお願いいたしましてご挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第54号「平成26年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第57号「平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第59号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本委員会の進め方ですが、本日はこの後、一旦休憩として、各課長等から担当する事務事業に係る経費等の決算状況について説明を求めたいと思います。

また、２日目、３日目は、議案第54号から議案第59号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　ここで一旦休憩します。説明員の皆様は一度退席をお願いいたします。

（午前　９時０５分）

（休憩中、担当課長の説明）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　それでは、再開をいたします。

（午後　４時００分）

◎閉会の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　以上で本日の委員会は全部終了いたしました。

なお、明日は午前９時からこの場所において開催しますので、定刻までにご出席いただくようお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時００分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２７年９月１４日

決算審査特別委員会委員長　飯樋善二郎

平成２７年９月１５日

# 平成２６年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第２号）

平成２７年９月１５日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前９時００分より開催された。

◎出席委員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 飯樋善二郎君 | | |
| 副委員長 | 菅野新一君 | | |
| 委員 | 髙野孝一君 | 渡邊計君 | 北原経君 |
| | 松下義喜君 | 佐藤八郎君 | 佐藤長平君 |

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 菅野典雄 | 副村長 | 門馬伸市 |
| 総務課長 | 中井田榮 | 住民課長 | 藤井一彦 |
| 復興対策課長 | 愛澤伸一 | 除染推進課長 | 中川喜昭 |
| 生活支援対策課長 | 細川亨 | 会計管理者 | 佃野正行 |
| 健康福祉課長 | 高橋正文 | 教育長 | 八巻義徳 |
| 教育課長 | 村山宏行 | 代表監査委員 | 佐藤榮一 |
| 農業委員会長 | 菅野宗男 | 農業委員会事務局長 | 佃野正行 |
| 選挙管理委員会書記長 | 中井田榮 | | |

◎職務のため出席したものの職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 齊藤修一 | 書記 | 北原美樹 |
| 書記 | 渡部誉典 | | |

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会します。

（午前９時００分）

委員長（飯樋善二郎君）　これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました平成26年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の決算に係るものであり、特に議事進行上、議題外にならないようにご承知おきお願いいたします。

質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれ決算書等のページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いいたします。

それでは、議案第54号から議案第59号までの６議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

委員（髙野孝一君）　改めておはようございます。

１番バッターでありますので、大変緊張しておりますけれども、それでは早速質疑に入りますが、№５の９ページの中で積立金現在高の状況が記されております。平成26年度末の積立金現在高は、60億5,607万1,000円であるというふうになっています。これの明細につきましては、17ページに積立金現在高の状況が示されております。26年度の基金の状況については、数えると24にわたる基金の積立金の状況が示されておるわけでありますが、この中で後段の平成26年度末現在高の右端、この合計は先ほど申しました60億5,607万1,000円、これは合致するものでありますけれども、この厚い№資料の189ページにも４基金という中で不動産にあっては２件、現金、動産①からやはり24の基金の状況が記されており、それぞれ前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高が示されておるわけでありますが、この決算年度末現在高の合計を見ますと55億2,698万5,000円となっております。これを比較しますと、№５と№６の中ではその27年度３月31日現在高の部分が半分ぐらい数字が入れかわっております。どちらが正解かというと両方とも正解でありますけれども、その数字の違う部分については出納整理期間である27年の４月、５月分のその積立額と取り崩し額が精査されると数値的には問題ないわけでありますけれども、私はこの№５のこの数値がやはり統一して今後とも公表すべきであろうというふうに思っております。この違いについて、第一にお伺いいたします。

総務課長（中井田　榮君）　まず、こっちの厚いやつでありますけれども、これは今委員さんがおただしのとおり３月31日現在の決算年度末の現在高を整理しております。この№５のＡ３のやつでありますけれども、17ページでありますが、それをもとにつくってあります。一番上の数字が前年度の現在高でありまして、この厚い表で言えば189ページの一番左側の年度末の現在高を指しております。あとさらに、決算年度中の増減がありまして、27年の３月31日現在、これがこの表でいう189ページの一番右側の数字が載っているような形でございます。ご質問のとおり、紛らわしいんじゃないかというふうなご指摘もあるわけであ

りますけれども、例年こういうような形でずっと決算の資料をつくってきたというような経過もありまして、こういったつくりをしているわけでありますけれども、今後もっとわかりやすくということであれば、その辺のつくりはもう少し考えたいと思いますけれども。中身については、今ほど言った26年度３月31日現在と、さらには27年の３月31日現在の数字を整理をして、あとさらにその下に積立額、あと取り崩し額というようなことで、出納閉鎖中に積み立てをして、あと取り崩しをして、先ほどのこのページにあります、９ページにあります現在高60億5,607万1,000円となっている数字でございます。あと、若干土地開発基金なんかは現金とさらに土地の部分もあるものですから、その辺が若干この数字とこの現金と合わないんじゃないかというような部分もありますけれども、中身については現金と土地と整理をしてまとめてあるものですから、その辺の若干の差異はというようなことでご理解をいただければというふうに思います。

委員（髙野孝一君）　私が簡単に言うんであれば、この189ページはこの前年度末現在高は、この長い表で言えば平成25年度末現在高を記載して、それで決算年度末現在高は今申したように26年度末現在高を記して、その上限の部分を真ん中に書けばいいのじゃないかなというふうに思っているんですが、再度お伺いします。

総務課長（中井田　榮君）　この17ページの表につきましては、決算統計の資料にも使っている資料でございまして、例年、ずっとなんですけれども、この資料に基づいて整理をしてきたというのが通例でございまして、もっと見やすくということであれば検討はしてみたいと思いますけれども、ただ内容については今ほどご説明しましたように26年度末の現在高がここにありますように、真ん中にある27年３月31日現在高の数字となっているということでございます。

委員（髙野孝一君）　ということは、この厚い資料も今後直すということではないというふうに解してよろしいですか。

総務課長（中井田　榮君）　この厚い資料については、決まっている形でありますので、この資料は直すということは考えておりません。

委員（髙野孝一君）　ちょっと納得できませんが、この189から201ページまでが関連する部分でありますけれども、今後ぜひ検討していただきたいなというふうに考えているものであります。

それでは、この基金の考え方についてなんですけれども、過日全協の中で飯舘村中期財政計画（案）今後５年間の計画の案が示されました。人口が帰村時には約2,400人になると仮定されての予算の組み方ですけれども、５年後には平成32年度には歳入……それでは、決算の中で減債基金が５億3,611万6,000円となっております。先ほどの今後の計画を踏まえると、帰村した場合には人口が減少する、予算が削減される、これは当然でありますけれども、この減債基金は将来の借金返済に充てるための基金であります。今、公債費が今年で５億3,936万5,000円の数値になっておりますけれども、これは昭和時代に借りた高い金利のものがあるというふうに思っております。昭和時代に借りている金利の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

総務課長（中井田　榮君）　２本ありまして、55年度に借りてまして最終返済日が32年７月と

いうことで、まず１本目が公有林整備事業利率が3.5%。あともう１本が公有林整備事業で利率が6.5%でございます。

委員（髙野孝一君）　ただいま55年度は高いもので6.5%、安いもので3.5%というような数値がございました。それでは、26年度に借りている金利の状況はどのようになっているでしょうか。

総務課長（中井田　榮君）　最近の金利は過疎で0.2でございます。

委員（髙野孝一君）　最近は0.2%というようなことでございますので、やはりいろいろ計算をいたしまして自分の家計であれば、やはり余裕があれば高い利率の借金は返して身軽になるというのがあってしかるべきではないでしょうか。今後この減債基金を活用して借金の返済に充て健全経営に少しでも近づくというようなお考えはないのでしょうか。

総務課長（中井田　榮君）　おただしのとおり、減債基金につきましては起債の償還に充てられるようになっておるわけでありますけれども、今ほどお答えしましたその55年のこの２本につきまして、返すところは地方公共団体金融機構であります。繰上償還制度について通知文が来ておりますけれども、条件がございます。３つほどあるわけでありますけれども、そのうちの１つとして保証金という問題があります。向こうも計画的に返していくというようなことで計画を立てているわけでありますけれども、繰上償還に伴って機構が損失を受ける額がどのくらいになるのかというようなところがあるものですから、将来その払う利子分、この減債基金でどういった形で払えるかというのもこの地方公共団体機構と協議をしなくてはいけませんので、その辺の協議をしながらなるべく返せるのであれば返していきたいというふうに考えております。

委員（髙野孝一君）　了解いたしました。そのように協議をして、少しでも利子を少なくというふうに考えていますので検討していただきたいと思います。

それでは、次に決算説明資料のNo.６に入ります。

２款１項７目までいライフ推進事業費の飲料水安全確保対策事業の委託料。32ページです。飲料水安全確保対策事業の委託料、井戸掘削設計積算業務でありますけれども、説明の中では７件でしたと、済みません、業務が66万9,600円支払ったということでありますけれども、その設計の内容についてですが、浅井戸と深井戸の両方の設計業務を委託したのか、まずもってお伺いします。

生活支援対策課長（細川　亨君）　ただいまの質問の井戸掘削設計積算業務でございますが、この委託の内容は浅井戸、深井戸の設計積算業務でございます。浅井戸の場合は、３メーター、５メーター、７メーターをそれぞれ委託をしまして、３メーターが110万円、５メーターが160万円、７メーターが270万円かかるというふうな積算でございました。深井戸の場合は、50メーターで330万円かかるという内容でございました。以上でございます。

委員（髙野孝一君）　そうすると今回、７件の内容についてはどのようになっているのかお伺いします。もとい、件数についてはちょっと間違えました。間違っています。件数については削除。本年度の掘削状況等についてお伺いします。

生活支援対策課長（細川　亨君）　ただいまの質問は、交付金事業に該当する区域の井戸掘り掘削に関するものだと思います。交付金で井戸掘削する行政区については、まだちょっと

技術者がいない部分もありまして、まだゼロ件になっております。以上です。

委員（髙野孝一君）　すると、前の協議の中では16行政区の中で給水区域外については80万円を限度というような話がありました。水道が入っている部分についての接続する世帯によっては、検討するというような内容だったんですが、その後ちょっと二転三転しているような金額が聞こえてくるんですが、その接続する場合の金額について再度お伺いします。

生活支援対策課長（細川　亨君）　簡易水道区域内の16行政区については、まだ検討中でございまして、もうしばらくお待ちいただくようになっております。今聞き取り調査ですので、よろしくお願いします。

委員（髙野孝一君）　了解しました。そうすると、その16行政区以外の４行政区につきましては、国の事業で対応するというような説明もございましたが、この辺についての現在の進捗状況についてお伺いします。

生活支援対策課長（細川　亨君）　つい先日ようやく交付金事業でやる方向性で決まっております。あとは人的な部分で体制を整えれば、残り４行政区の交付金事業はスタートできるというふうな状況になっております。以上でございます。

委員（髙野孝一君）　住民の希望からすると深井戸というようなことであるというふうに考えていますけれども、業者の手配とかそういうものについてはどのような手続になっているんでしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　16行政区のほうの業者の対応については、ある程度事業をする皆さんがそれぞれに事業者を引っ張ってきてやるという。残り交付金でやる４行政区の分については、村が事業主体として実施していくというふうな形で今進めておるところでございます。

委員（髙野孝一君）　とすると、個人的に業者を手配して、村に申請をして、了解を得れば事業を進めてもよろしいというような考えでよろしいでしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　今進んでおります16行政区については、そのとおりでございます。

委員（髙野孝一君）　聞くところによりますと、佐須でも20数世帯が深井戸の事業を行っているということを聞いておりますけれども、この辺について村はどのように把握をしているんでしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　８月末時点で26件の申請が上がってきております。その中でも大部分佐須行政区に集中しておりまして、そちらのほうで大分申請書が上がってきておりまして、既に実績も上がってきたところもあります。以上であります。

委員（髙野孝一君）　その実績というと、平均的な深さで何メートルぐらい掘ったら水が出たというような現状なんでしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　井戸の深さに関しましては、それぞれにまちまちでございまして、10メーターでも出るところもありますし、30メーターで掘って出るところもあります。そのような中で、まだ出ていないというところはないという状況でございます。以上です。

委員（髙野孝一君）　今後、帰りたくても水がなければ生活ができないというような家庭がい

っぱいいらっしゃいますし、やはり村の水よりもやはり井戸水というような考えの方もいらっしゃいますので、できるだけ速やかに事業が進めるようにお取り計らいを願うものであります。

次に、同じNo.６の38ページでありますけれども、これの中山間直接支払推進事業についてお伺いいたします。

昨年度は、この真ん中のほうに記載されておりますけれども、除染等により草刈りができない行政区、いわゆる11区、12区、16区、17区、18区、20区を除く14行政区に補助金を交付したというふうになっております。私は11区に住んでいる者でありますけれども、本来であれば昨年の12月に事業が完了して、今年度は本格的に保全管理にしっかりとした事業ができるのかなと思っていた矢先に地力回復工事が入りまして、また自分の田畑は前のように草が繁茂している状態であります。今年度、これは今年度の状況関連がありますのでお聞きするわけでありますが、今年度は全ての行政区でこの事業は、全ての行政区、５行政区を除いて、復興組合10つくったけれども８組合が活動しているというふうな話もありましたけれども、この辺の中山間の事業の経過についてもう一度お尋ねします。

復興対策課長（愛澤伸一君）　お答えいたします。こちら、中山間の推進支援事業補助金ということで昨年度14の行政区に草刈りの助成ということで行っておりますが。今年度につきましては、営農再開支援事業がスタートしておりまして各行政区に農業復興組合の設立を見たところでございます。村といたしましては、こういった補助事業を活用していただいて草刈り作業を進めていただきたいということで行政区とお話をしているところでございます。

委員（髙野孝一君）　この中に、長泥行政区は草刈りを実施したというような内容で理解しているんですが、長泥行政区のその帰還困難区域である行政区の中での草刈り作業については、村はどのように考えているでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　各行政区さんのお考えでいろいろとございますが、長泥行政区さんについては地元からぜひ自分の農地はきちんと管理していきたいというご要望がございましたので、そのような対応をしたところでございます。

委員（髙野孝一君）　とすれば、地力回復工事が進まない行政区の中で、やはりこういう事業を活用して草刈りを実施してもいいのではないかという意見があるわけなんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　基本的に環境省さんが農地に入って除染作業を行っている段階では、我々農業サイドのほうは入れないということでございまして、順次引き渡しになった段階でいろいろ事業活用して農地管理に努めていただくということについては、私どももぜひそのようにお願いしたいというふうに思っております。

委員（髙野孝一君）　そうすると確認しますと、私らがまだ地力回復工事がなされていない、当然12区もそうであります。今、二枚橋・須萱が終わりまして関根・松塚が今実施の最中であります。今年度除染作業をしている14行政区の状況を踏まえると、16行政区のこの中山間の事業が推進できなくなるというふうに解してよろしいんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　現在、各行政区のほうに農地の保全管理のためにということで、

使える事業が３本入ってございます。ただ、今ご指摘ありました中山間の支援事業、それからもう一つは昨年まで農地・水という名前であります今年から多面的事業というふうになっておりますが、それと再三ご説明しておりますこの営農再開支援事業という、３本の事業をご紹介しているところでございます。村といたしましては、農地・水、あるいはこの中山間につきましては、一定程度の後年度に先送りすることのできる資金というふうに理解をしておりまして、まずもって営農再開支援事業のほうを先に活用できないかご検討をいただきたいという。なお、その対象範囲がまた違うとかいろいろ問題がある場合には、順次農地・水の事業、あるいは中山間の事業も活用していただきたいということをお願いしておりまして、後年度に先送りして有効に活用できる資金については優先順位を下げていただいてもよろしいんではないでしょうかというお話をしているところでございます。

委員（髙野孝一君）　ただ前の営農再開支援事業については、十分理解をしております。そこまでいかない、いけない今の除染の状況からして、地力回復工事がこのままでいくと16行政区が終わっていない、終わらないイコール福島県の支援事業は入れないというような状況になっているという状況は理解しているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　中山間の事業のおただしということでありますが、除染に入る前の農地についても中山間事業を活用されておるようでございますが、除染中は基本的には私どものほうのこの事業は活用できないという状況になっているようでございます。

委員（髙野孝一君）　わかりました。

続いて、42ページ、までいライフ推進事業費の帰還再生生活道路整備工事でありますけれども、説明の中では７件ということでありました。申し込み者数については300件を超えるような数字だというふうに認識していますが、最近の状況については何件になっているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　ちょっと細かいところ申しわけございませんが、520件程度のお申し込みをいただいております。

委員（髙野孝一君）　とすると、解除まで１年半というような期間の中で、この520件の工事をどのような計画でもって完了させる考えなのかお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君）　こちらについては、村としても一日も早い希望者全員の竣工を目指すということで取り組んできているところでございますけれども、今年度27年度の復興資金の申込件数は一応177件を申し込んでおりまして、現在150件程度まで発注が終わっている状況でございます。村といたしましては、今年度27年度、28年度中になるべく終わりたいと思っておりますが、最悪３年程度の中で終わらせたいということで事業を進めているところでございます。

委員（髙野孝一君）　関連するので質問しますけれども、今回の災害で今年度申し込んだ方の中にも転圧が終わりまして舗装するだけだというような、ある世帯が流されました。砂利を敷いて転圧をして舗装をかけるばかり、そういうような状況にある工事は今後どのように村が責任を持って全部行うというような考えでよろしいんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　今回の災害ということで、現在村内でのその道路の被害の状況について現在集約中でございます。今議員もおただしのとおり、この昇口舗装の工事中の

道路についても災害が発生しているものというふうに認識してございます。こちらの事業の進め方でございますけれども、復興交付金の事業でございますので今後国とどのように進めていけばよろしいか協議をしながら対策に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

委員（髙野孝一君）　今回のその流された部分については、あそこは飯樋川の堤防を兼ねての舗装になっているわけなんですけれども、やはり前の平成元年の災害を踏まえると、災害復旧には長い年月がかかるのではないかなというふうに考えるものでありますけれども、今回の災害の復旧というものはまだ取りまとめの段階ではありますけれども、前のように２年あるいは３年という長期スパンで改修されるというような考えでよろしいんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　災害対応でございますけれども、国の補助事業ということになりますと、災害査定を受けて設計を組んでということで時間がかかるわけでございます。ここの災害一つ一つについて、ここはどうするということはちょっとご説明はできないかなというふうに思っておりますが、若干のそういう補助対応となるような大規模な災害も出ているようでございますので、そういったものについては一定程度の期間がかかるかなというふうに思っております。なお、小規模のものについては極力現状に早く、早期に現状に回復するように努めてまいりたいと思っております。

委員（髙野孝一君）　最後に、26ページの災害弔慰金支給事業でありますけれども、これは東日本大震災における災害弔慰金を支給するというようなことで、説明の中では23年度にお亡くなりになりましたが相続の関係上26年度になったというような説明でありました。実は、25年度の決算説明資料の中で、これは26ページに同じく関連死１件で250万円の扶助費を交付しましたというふうに記されております。そのときも23年度、24年度内に認定された方だというふうに理解しましたが、実は今福島民報新聞では毎日のように災害関連死について数値が出されております。飯舘村は直接死が１人、関連死が42人、計43名というふうな数値になっているわけなんですが、するとこの昨年の統計で１＋42が43だというふうに私理解しておりました。今度の統計で一人ふえたということになれば、関連死は44人になったということで理解してよろしいんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　関連死の認定数でございますが、認定には24年度になっていたということで統計上は42名ということで、支払いの事務が26年度になったということで、統計上は42で変わりございません。

委員（髙野孝一君）　すると昨年は平成23、24年度でもう全て飯舘村は災害関連死に係る分については審査を終えたと、その後幾ら審査会において審査をしても該当する人はいなかったというようになっているわけなんですけれども、そうすると去年の１件というのは41人目であったということでよろしいでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　支払いの手続事務が終了した人数としては昨年が41人目、今回が42人目ということで、そのとおりでございます。

委員（髙野孝一君）　了解しました。

なお、私は今回出されましたNo.４の審査意見書にも記されておりますとおり、この５番

の審査の総括的意見、審査に付された平成26年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の決算計数は正確であり、決算内容及び予算執行についてもおおむね適正かつ妥当であると認められるという意見がありました。昨年度は税収の徴収等々も非常によかったというふうに思っておりますので、村長初め職員の皆さんには大変ご苦労された、お疲れさまというようなことを申し加えて終わります。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君）　15ページの水質検査の事業について８カ所の河川、沼水４カ所の報告があるんですけれども、この各箇所の検査方法と回数とやった上での課題というのはどういうことがあったんですか。

住民課長（藤井一彦君）　15ページの上から２番目、環境衛生費の２番目のご質問だと思います。公害対策及び河川等水質検査事業のことでございます。河川８カ所、これは年２回行っております。沼４カ所については年１回ということで行ってございます。

検査の方法については、専門の機関に委託をしてお願いをして検査をしております。課題といいますか、これ水質汚濁に係る環境基準というのがございまして、もともとは公害対策基本法に元がありまして、その基準を環境基本法というとこで定めているということでございます。その環境基準の中に幾つかあるんですが、生活環境の保全に関する環境基準というのがございまして、その中にまた各公共用水域に関する調査ということでさせていただいているところでございます。

調査の課題としては、今人がいないということでございますので、その直接的にその環境云々ということではないかなと思っておりまして、今後ともこの数値については毎年検査をして経過を見守っていきたいというふうに考えております。

水質検査の結果については、基準をそれぞれ超えているものはないというふうに認識をしているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君）　公害基本法云々のいろんな関係にのっとって検査されているという、委託業者によって。それで村としてはそれには立ち会いなり、検査の方法を勉強するなり、独自のものというのは何かあるんでしょうか。何か委託で任せっきりという、結果待ちという流れですか。

住民課長（藤井一彦君）　検査自体は立ち合いはしておりません。ただ、専門の機関にお願いしておりますので、信頼してお願いしているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　どんな水を取るかわかりませんけれども、きれいな水を取るんでしょうね。濁った水を取るわけじゃないでしょう。濁らない限りは水には検査しようとする意図のある放射性物質は入っていかないというふうに、村で頼んでいる学者は言っていますので。そうするときれいな水だけくんでいって検査しているということでいいんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君）　水はそれなりに決まったやり方があって、取水調査の水を取っているんだと思いますけれども、この検査では放射性物質に関して項目はございませんので、普通にいった要するにきれいな水か汚い水かという、公害対策という観点から検査をさせていただいておるところでございます。

委員（佐藤八郎君）　震災原発事故発生前であれば今の答弁でしかるべき答弁だと思いますけれども、全村に危険毒物の放射性物質まかれた上での水質検査ですので、放射性物質論外にして検査だけしているというのは無駄使いじゃないですか、あれ見ても。本来は水やそういうものにどれだけそういうものがという部分じゃないんですか。爆発して放射性物質まかれる前と同じ考え方でこの予算消化をしているわけですか。

住民課長（藤井一彦君）　これは繰り返しになりますけれども、公害対策基本法の第９条の規定に基づいてやっておる検査でございまして、この中には放射性物質の検査項目はないということで検査はしてございません。以上です。

委員（佐藤八郎君）　事故後に国が水質検査までして水道水飲めないという、その後はじゃあ水質検査というのは今の流れの検査しか飯舘村はやってこなかったということになりますか。

住民課長（藤井一彦君）　検査項目自体は変わらずずっとやってきております。以上です。

副村長（門馬伸市君）　原発事故前のその水質検査は公害対策関係の法律に基づいてずっと毎年やってきたと。原発事故後は今ご指摘のあったように河川だけではなくて、ため池であるとかいろんなところに心配があるということでありますので、ため池は実証などで水質の、あるいは底土の調査なんかもやっていますが、河川については放射性物質の調査多分やっていないのではないのかなというふうに思いますので、今ご指摘のあったようなことで村民も不安を持っているということもありますので、どういう形で検査するかは別にしましても心配しているところは取り除かなければならないということでありますので、検討してみたいと思います。調査の方向でです。

委員（佐藤八郎君）　ぜひ、水ですから河川流れてるから周りに水がないとか、今度の災害見てもわかるように必ず高いところから低いところに水は流れます。全村変わりなく、山の地形なり何なり相当変わらない限り、同じ流水のもとに流れるんで十分なる検討していただいて、安心・安全のとれる流水経路に説明をできるようにというふうに思います。

16ページの遮水シートについてでありますけれども、そもそも修繕必要なシートであったのかどうかというのを非常に疑問視しているんですけれども、理由は大雪のためにという説明でありましたけれども、この遮水シートなるものは大雪あるたびに修繕必要なシートなんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君）　今回、クリアセンターの最終処分場の遮水シートの修繕を去年の４月から５月にかけて修繕ということでさせていただいた分でございますけれども、この最終処分場については、大きく分けますと一番下に遮水シートというのが張ってありまして、その上に、遮水シートというのはゴムみたいなものですので光に当たると劣化しますので、その上に遮光シートというのは敷いてございます。今回、雪でその遮水シートというのが一部かなりの部分切れてしまいまして、上でとめてある部分が雪の重みで切れたということでございます。この遮水シートの下に水が入ってしまいますと、最終処分場自体が全部浮き上がってしまうみたいな形になってしまいますので、そういったことで緊急性があるということで工事をさせていただいたということでございます。ただ、このシートについては10年程度はもつものだというふうには思っておりますので、大きな雪が降れば毎回切

れるということはないというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　毎回切れないけれども10年はもつ、だけどじゃあ10年過ぎたったのか。

住民課長（藤井一彦君）　最後にちょっとかさ上げ工事やったのがいつだかというのは、ちょっと今済みません資料がございませんので、ちょっと年数に関してはわからないんですけれども、今回はそのシートをかさ上げしますと一番上のところにとめておくコンクリートみたいなものをつくりまして、そこにとめておくんですけれども、かなりの雪が降りましてそこに非常な圧力がかかって切れたというふうに考えておりまして、今回はあの30年ぶりというか30年に１回の大雪ということですので、本当に緊急事態で特別なことだったのかなというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　これ１と２を合わせると約300万、これは工事ということで、とめ金が雪の重みで外れたのか、とめてあるシートの部分が切れたのか。全県の市町村でこういうシート使っているところ、雪降ったところ、会津のほうなんか晩度切れているわけ。一体このシートなるものなり、飯舘だって過去何十年の中でどういう雪降って、どういうもので、どういうシートなり、とめが必要かというのはきちんとされた上でこのシート設置がされてきているんだと私ら思っていましたけれども。どういうことなんでしょうか、よくわかるように説明願いたいと思います。

住民課長（藤井一彦君）　説明が下手で申しわけございません。この上のほうの修繕の破れた部分は、あそこ斜面になっておりましてその上側の大体半分のところの遮水シートが切れまして、そこの部分を直したということでございます。本当に普通であれば今まで切れたこともございませんので、こういった大きい修繕というのはないんでしょうけれども、どうしてもあそこはずっと上のほうからずっと車道になっておりまして、最後のその雪があそこの最終処分場に全部たまってきてしまうというような場所になっておりますので、平たいところであればそこの雪だけの重みで多分耐えられたんだろうと思いますけれども、ずっと上のほうからの斜面の雪もずっとおりてきて最終処分場に積もったということでございますので、それによってかなり大きな力がかかって今回破れてしまったというふうに考えられるのではないかというふうに考えております。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休議いたします。

（午前１０時０１分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開します。

（午前１０時０２分）

住民課長（藤井一彦君）　ご質問にございました、今回のかさ上げ工事のいつやったかといったことも少しお時間をいただいて調べさせていただきまして、再度お答えをさせていただきたいと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君）　上側半分程度やった、このシートそのもののお金は、これ工事請負金額だけでしょう。かからないで、何こう破れたところ、上のものをずらしてかぶせたっていう工事なの、一体どんな工事をされて今後問題のないように対処しているのか伺っておき

ます。

住民課長（藤井一彦君）　工事の内容についてのご質問でございますけれども、上のほうが破れましたのでそこのところ1.5メートル幅ぐらいでシートを切りまして、上のほうはとめてあったところがぼさぼさになっておりますので、そこを切りまして新しいシートをそこに入れまして、その下のシートとのりづけをしまして、それから上のほうをとめたというそんな工事をさせていただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君）　シートの値段はないのかという。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再度休議いたします。

（午前１０時０３分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開いたします。

（午前１０時０３分）

住民課長（藤井一彦君）　遮水シートの材料費、値段でございますけれども、金額にしますと24万3,600円でございます。これは工事に含んでおります。以上です。

委員（佐藤八郎君）　何メーター幅のりづけされたでしょうか。

住民課長（藤井一彦君）　ちょっと材料費の面積は書かれているんですけれども、あそここんな形で台形みたいになっておりますので、ちょっと長さについては調べさせていただきたいと思います。

委員長（飯樋善二郎君）　どうですか後で正式に回答するということでいいですか。

委員（佐藤八郎君）　では後であるものあったら出してください。

同じページになりますけれども、見守り隊の健康維持。この大変危険毒物が飯舘村では蔓延している環境にあるんですけれども、そういう中での飯舘村での労働。それも車に乗りながらとはいえほとんど屋外でありますので、この健康維持というのは重要なことだということでるるやられたということで、相談件数235人、マッサージ216人というふうになっていますけれども、この相談内容とマッサージのこの実施の状況説明をいただきたい。なんかマッサージずっと９人だけしかやれない時間しかとっていないということなのか、一日９人がマッサージというのはそれ以上できないものなのかわかりませんけれども、ずっと９人で推移しているので伺うものであります。

住民課長（藤井一彦君）　まず相談内容につきましては、これはＮＰＯ法人のほうにお願いをしておるんですけれども、個々のプライバシーの関係がございますので、一人一人のものについては把握をしておりませんが、大きなところですとやっぱりその心の健康の問題であったり、それからあと高血圧の薬の飲み方であったりとか、そういった日常的な健康の相談が多かったというふうに口頭では聞いております。あとマッサージのほうは、これは一日当たり時間が区切られておりまして、その時間帯全部やると９人ということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君）　235人生活不安いろいろあるんだけれども、薬の飲み方何人聞いたんだか知らないけれども、そういうまとめ方というか、そういう住民課としては捉え方なんです

か、この生活不安についての相談と薬の飲み方という今お話です。マッサージは一日９人というのは、精いっぱいの限度だということで、なぜずっと９人なのかわかりませんけれども。あと月によって回数も違っているんですけれども、これは見回り隊員の皆さんの希望でそれにお応えした事業なんでしょうが、全員に周知された中で延べ人数じゃなくて人数としては何人の方がマッサージを受けられたものでしょうか。同じ方が何回もという話も聞いていますけれども、延べ人数じゃなくて何人の方がマッサージ体験をされたのか。

住民課長（藤井一彦君）　まず健康相談のほうでございますけれども、これは来ていただくのが医者の方と、それからあと看護婦さんということでペアで来ていただいておりますので、相談内容は健康相談に絞った内容になっているかと思います。それからあとマッサージのほうでございますけれども、マッサージのほうはこれやっていただいている先生のご都合もございまして、１カ月に２回を基本としながらも多い月と少ない月というのが出ているということでございます。それからあとマッサージにつきましては、非常にそのマッサージの好きな方もいらっしゃいますし、そうでない方もいるということで、希望者についてマッサージをさせていただいているということでございます。実人員については把握してございません。

委員（佐藤八郎君）　いろんな事業を展開したときには、その事業効果がどうあって、どこに課題があって、改善してどういうふうに村民のために事業を進めるかというのは、その担当課で責任持ってやる仕事ではないかと私は思っていろいろ聞いているんですけれども、なんかその程度の事業の理解しかされていないとなると、やることにしたからやったという話、ことに捉えられてもしようがないなと思うんですけれども。お医者さんと看護師さんが来て相談受けている、そうしたら精神的なものなのか健康上のことなのか、その生活していく上での不安なのかとか、ある程度分類はできるんではないかと思うんですけれども。その辺私はちょっと、普通はそうだなって思うんですけれどもそういうふうには思わないんですか。あとはマッサージですね、毎回受ける方は毎回受けているみたいな話もあって、どうも何ていうの、全員にどういう形で知らされ、全員がどういう形でマッサージを受けて健康維持をしてきたのかというのが見えないんですけれども、もう一度伺っておきます。

住民課長（藤井一彦君）　マッサージについては、たしか２年目から、１年目はボランティアで健康相談だけやっていただいていたんですけれども、２年目から入ってきたということでございます。周知については皆さんのほうへそれぞれ行政区の班長さん通じて、日程等はお知らせをさせていただいておりますので、そういう意味では、やるやらないはありますけれどもそういった周知の平等性というのは保たれているものだというふうに考えております。あとはマッサージして非常に体の疲れとかそういうのを少しでもとっていただければということでやっておりますので、それなりの効果はあったのではないかというふうに考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君）　37ページの試験栽培、野菜のということで広報で周知してある２枚のものをいただきましたけれども、これのほとんどの飯舘の方は作物したなり、栽培を見ているなり、栽培にかかわる人が多いんですけれども、どんな管理なり、どんな水をかけたり、

どんな肥料を使ったりとかっていう部分ありますけれども、特にそのところどころの空間線量はどのぐらいあって、水についてはどういう水をかん水したのかだけ伺っておきます。

復興対策課長（愛澤伸一君）　資料も渡してございます。広報の記事で大変申しわけございませんが、この資料が一番コンパクトにまとまっているかなということでお渡ししているところでございます。おただしの空間線量でございますけれども、ざっとでございますが0.1から0.2マイクロシーベルト程度で推移しているものというふうに理解しております。それから水ですが、近傍に河川が流れておりますので水路からの取水、それからこちらの広報にも書いておりますが26年度は地元の区長さんからもぜひこのため池の水を使って米を栽培してみてくれというようなご要望もいただいておりまして、ため池の水でも米のほうを栽培してございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　私どもそうですけれども、村民もこれしか見ていないですよね。そうするとこの草野向押では空間線量は何ぼある中で小宮仲ノ内は何ぼある中で、全然わからないんですけれども、今言ったため池の濁り水を使ったかどうかもわからないんですけれども、わかるんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　今後住民の皆様にお知らせをする際には、ちょっとそういう漏れていたところも含めておただししたいというふうに思っておりますが、ため池については普通の上水を通常どおりの使用の仕方でやっているということで、特に濁り水だけを使っているとか濁り水は避けるとかそういうことではなくて、通常の田んぼの栽培の経過の中で使用させていただいているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　加害者の政府は安心・安全、言葉には言うけれども実際はそこまでいくかどうか心配しています、村民は。それと一緒になって役場も安心・安全をきちんと理解できないような情報提供というのはいかがかと思いますので、きちんとされて安心・安全な村民が多くなるようにするべきだというふうに思いますけれども。今後改善されるということなので。

39ページ、ため池汚染の件ですけれども、昨年の決算委員会でもこのため池底土のデータ云々でいろいろ５カ所５センチメートルで２万ベクレル云々という話ありましたけれども、その後やられたため池の検査のようですけれども、どこまできちんとされてきて、結果的には私たちにいつか出したものがあったよね、ため池で。それ以後については、このため池についてはここに出した資料が全てということになりますか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　ご質問のため池の水質調査でございますけれども、国と県と村がいろいろと役割分担をしながら実施するということで、国については底土のいわゆる放射線量の調査、県では底土を取るとどのぐらい効果が出るのかという検査、村のほうで担当いたしましたのがこのため池から流れ出る上水を有機物でろ過した場合にどういう効果が出るのかという事業を実施しておりまして、今回の26年度決算のほうにはそちらに要した費用を計上しているところでございます。追加でお渡しをいたしました資料の14ページからが、その資料ということになるわけでございまして、実施しましたため池については３カ所、それから15ページにはどういうやり方で検査をしたかというその概念図でございます。これは小山田地区のものを例として挙げてございますが、その他２つのため池につ

いてもほぼ同様の構造の調査をしてございます。それと16ページについては、その検査をした結果の概要の講評と、19ページになりますかちょっとページが小さく入っておりますが、これの検査結果のグラフを載せてございます。資料が非常に量が多いものですから、今回の決算の資料にはポイントとなる部分を抜粋してお渡しをさせていただいているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　私もけさもらったから、けさから読んでいるんですけれども、有機物を使ってスクリーンとして用水を通過させることでセシウム吸着させる効果が確認できたということでありますけれども、このもみ殻なるものは普通のもみ殻なんですか、もみ殻に何かしたものなのか。それとどの程度の放射性物質入った水が通過したときにどの程度に効果が出たというふうに確認したのか。どこか何ページかにあるのかな。

復興対策課長（愛澤伸一君）　この図、19ページでちょっとページ数が小さくてあれなんですけれども、19ページのところにこのグラフがございますので、今回の実験の結果ということでごらんいただきたいというふうに思うのですが、赤と青とグリーンですかこの３本の線がずっと並んでいる図がございます。一番わかりやすいのが右上のところにあります、これは笹峠の資料でございますが、11月１日に多分雨だと思うんですけれども有機物、小さい汚れ物、水に浮くような汚れだと思いますが、それが多分大量に流れ込んでいるんだと思います。まずはこの緑色ですね、黄色といってもいいですが、黄緑色の堰のところで大きな葉っぱ、枯葉のようなものはせきとめて、小さいものが次のフィルターのほうに入ってくるわけですが、フィルターの内側では3.5ベクレルほどの数字が上がっておりますが、このフィルターを通した後、下流域に流れた赤のライン、フィルターの外のラインではほぼゼロを示しているということで、ため池から出てきた水が一度フィルターを通りますとフィルターのところでその有機物が遮断されて、そこから下には流れていっていないという状況になっているというのがこの図の内容でございます。ここではこういう結果が出たということでございまして、この結果については国のほうで掌握をしているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　27年の３月に飯舘村モデルため池の調査結果というのをもらいましたけれども、それと意図するものは同じなんでしょうか。それで今後もこのような中で実証試験をやるのか、もう実証実験は終わりとなるのかだけ伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君）　このいわゆる上水ですね、ため池の用水中に含まれるこの検査については26年度１回だけでございまして、27年度は実施しておりません。今年度のため池の検査については、底土に含まれる放射性物質の量の検査のみということで、今国と調整中ですが４カ所か５カ所程度のため池で底土にどの程度の放射性物質が含まれるかという、そういう検査を今年度は行うということでございます。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

（午前１０時２７分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開をいたします。

（午前１０時４５分）

住民課長（藤井一彦君）　先ほど、佐藤八郎委員の遮水シートのご質問でございますけれども、まず耐用年数につきましては10年でございました。それからシートの長さでございますけれども、今回工事したのは80メートルでございます。あと前回の工事をしたのは、平成19年でございました。それからあと見守り隊の健康相談については、内容を把握しておりませんでしたので28年度は内容を把握しまして分析のほうもあわせてやっていきたいというふうに考えております。以上です。済みません、最後の質問もう一度お願いします。見守り隊の健康相談の内容につきましては、今年度内容把握をいたしまして分析等もしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

委員（渡邊　計君）　説明資料６番の12ページになりますか、村民の声ネットワークでしょうかタブレット関係なんですけれども、現在これタブレットお年寄りの方もユーチューブとかで歌を聞いたり、あとは村の現在どうなっているか、までいカメラっていうんですか、あれで結構活用が多い中タブレットの充電器のほうが結構壊れているという方が多い中で、今後それの対応はどのようにやっていかれるつもりでしょうか。

総務課長（中井田　榮君）　今のタブレットの件だと思いますけれども、タブレットにつきましてはアダプターのところを何回もやっていると外れるというようなこともありまして、現在100台ほど手持ちのタブレットがございます。それと役場に来てその旨交換してくれと言われた方には、新しく今の手持ちのタブレットと交換をして今やっているところであります。

委員（渡邊　計君）　これ結構知らないで自分で買ったりいろいろしている人が多いわけで、今後これ充電使えなくてもう使わないでいるという人も多い中、この周知とか余りし過ぎると今度は足りなくなる可能性もあるんですけれども、その辺は今後どのように。

総務課長（中井田　榮君）　ご心配のとおり、周知はしていないんですけれども、ただ電気屋さんに行ってそのアダプターを買いに行くと古くてないんだそうです。それで自分で買いに行ったんだけれどもなくて困ったというようなことで役場に来たときには交換をするというようなことで対応をさせてもらっています。

委員（渡邊　計君）　次にページ15ページですけれども、し尿処理事業ですけれども、この平成26年度、その前の年140トンぐらいだったのが1,035トンになっていると。これは除染の仮設トイレの量がふえたということなんですけれども、この金額はそのし尿の量に関係なく一定の金額の量なんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君）　これは人口割と平等割とそれから処理量という３つの観点から決まりまして、ですから処理量が多くなってくれば金額も上がってくるということでございます。

委員（渡邊　計君）　となれば、今まではほとんど村民のものを使ったし尿処理だったと思うんですけれども、これ除染作業員のものも量がふえてくるとなると、その辺は環境省なり大成建設なりとお話をして、そちらからも今後その予算をいただくという考えはあるんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君）　そういったお考えも当然のことだと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

委員（渡邊　計君）　その辺きっちりとやっていただかないと、村民負担がふえるばかりなのでよろしくお願いしたいと。

それと16ページ、見守り隊の健康維持向上活動業務ですけれども、その中の放射線測定器の校正、これは何台ぐらいの台数でしょうか。

住民課長（藤井一彦君）　校正300台やっております。以上です。

委員（渡邊　計君）　それで見守り隊の年間積算個人線量ということで一応表をいただいたんですけれども、これは今回いただいたのが26年度分。これ24年とか25年度分もあるんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君）　24年度も25年度も買ったときからのやつは一応データだけはございます。

委員（渡邊　計君）　これとっても大事なことだと思うので、今後ともこういうことを続けていって、できるだけデータ公表していただければと思うんですがいかがでしょう。

住民課長（藤井一彦君）　ちょっとその辺のこのデータについては、村ではかった空間線量のいつもお知らせ版に載っているものなどもありますので、それら等も含めましてこれの個人線量の公表についてはちょっと内部で検討をさせていただければと思います。以上です。

委員（渡邊　計君）　次、37ページいきます。農業生きがいづくり支援事業、これ４カ所相馬、伊達東、国見、信夫雇用やっているわけですけれども、この具体的な内容はどのようなものでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　こちらは各仮設の住民の皆様からのご要望で、ぜひ簡単な農作業をする機会を設けたいというようなご要望がございまして、それに応える形で実施しているものでございます。現在４つの仮設の方からのご要望にお応えしているところでございますが、仮設の近辺に畑を借りてそこでおのおの好きな作物をつくって、ご自分で食べるなり何なりということをやっていただくという事業でございます。村からはその農地の賃借料がかかりますのでその賃借料、それから例えば春先の１回耕運しなければならないとかという場合に、誰かにお願いをした場合の委託料、それからあとは肥料等の費用を助成させていただいているというところでございます。

委員（渡邊　計君）　これ私も伊達にいていただいているわけですけれども、最初の年は金額結構大きい金額でした。そして次の年が１万円でしたか、それで今年の場合は私たちの行政区としましては肥料を家庭園芸用の土を４俵ほど、あとまた別の土を４俵といただいたわけでありますけれども、この具体的な内容というのが金額的に一人頭2,000円ぐらいの金額しかこなかったということなんですけれども、それでこの地域別にどのくらいの金額振り分けたのか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　今ちょっと資料見ますので、お時間いただきたいと思います。

委員（渡邊　計君）　それでこの事業が、ちょっと伺いますと一番最初の年に申し込んだ人だけという感じで、後発的に始まった人の分が何かもらえないというような苦情を私いただいておるんですけれども、その辺は今後どのようになるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　この費用の算出でありますが、一番大きいのはこの農地の賃借料が大きいのかなというふうに思っております。こちらは平米当たりで出しておりますので、その辺で差が出てきているのではないかなというふうに思っております。

４件の交付金の内訳というかでありますが、相馬の大野台に12万6,900円、こちらは47アールの面積でございます。それから伊達東関係でありますが、こちらは４万6,400円の助成を行っております。こちらは賃借料がないようでございますので、その分が低いかなと思っております。それから信夫雇用促進住宅は２万2,000円でございます。こちらも賃借料が出ていないということであります。それから国見の仮設は３万800円、こちらも農地の賃借料はないということで耕運の作業委託料と堆肥等々のみということになっております。

委員（渡邊　計君）　あと今もう一つお伺いした、これ私たちの自治会の会長ちょっと伺がったところ、一番最初から入った人にしか配付はできないと。そこで後発的に始めた人より入れないのかと、こういうお話伺っているんですがその辺はいかがでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　済みません、答弁漏れておりました。ちょっと過去の経緯について十分に理解していないところあるかもしれませんが、自治会さんのほうからご要望があればその都度応えてまいりたいと考えております。

委員（渡邊　計君）　自治会との相談で参加できると。なんか直接電話した人、何の返事もいただいていないという、ちょっとそういう苦情を私同じ仮設なものでいただいたもので。よろしければ丁寧な説明をしていただいて、今後とも参加できる人は参加していただくような形で持っていっていただければと思いますが。

復興対策課長（愛澤伸一君）　自治会さんを通してご要望をいただくということでございますので、今後改めて自治会さんのほうに、こういう事業がありますのでということは出したいと思いますが、１つの自治会で２つの補助金というのはちょっと今のところ考えていないところでございます。

委員（渡邊　計君）　次に、39ページ。営農再開支援事業ですけれども、ここに伊丹沢、小宮、長泥地区と須萱・二枚橋地区ですか、それぞれの面積と実績に対する支払額どのくらいになっていますでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　ちょっと資料を見させてください。済みません。

委員（渡邊　計君）　これちょっとお聞きするのは、現在１反当たり３万5,000円の予算でやっているわけなんですが、実際小宮地区でもやっているわけですけれども、これ３万5,000円にするのに何回も何回もやらなきゃいけないと。それでもう大変だと。ということでいろいろ相談して何か数を少なくしてできないかということでやっているんですけれども、実際小宮の場合は８町歩総額280万ぐらいになるはずなんですけれども、実際120万ぐらいにしかならなかったと。じゃあこんなんじゃもうやる人がいないんじゃないかと、こういうご相談受けているわけですけれども、もう少し簡素化で回数を減らしてできるような形の検討は現在していらっしゃるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　営農再開支援事業でございますが、おただしのとおり補助金は10アール当たり３万5,000円を上限としてということでございますが、必ずしも上限まできっちりもらえるということじゃなくて、その作業量に応じてということでございます。実

は26年度中だったと思いましたけれども、各行政区の区長さん、あるいはその農地の保全を担当されている皆さんにお集まりいただいて、この作業の単価についてご相談をいただいて村全体でのその共通の単価ということで出していただいているところでございます。その中で、なるべく効率のいいと言うとおかしいですけれども、農家の方の負担にならないような単価設定をしていただければなというふうには思っておりますが、余り極端なものでもうまくありません。作業の中身、あるいは機械を出していただける方についてはその機械の使用料であるとか、あるいは避難先からの交通費でありますとか、そういったものをうまく組み合わせていただいてなるべく負担の大きくならないような形でお願いできればというふうに思っております。

委員（渡邊　計君）　これ地域でお話あったときは、280万ぐらいになるんであれば２人ないし３人ぐらいでやればある程度手間にも追いつくんじゃないか、あるいは機械等の保全修理等にも追いつくんじゃないかということで始まったんですが、事実上結構仕事の割に金額なっていないという。それでいろんなことを考えていらっしゃると思うんですけれども、これ今後に関しては耕地整理とかした大きい田んぼとかは結構皆さんやろうとしているんですが、結局は山際のほうの小さい田んぼ、あるいはぬかる田んぼ、そういうところに関しますと中山間地の今回の調査によってもそうなんですけれども、受けてくれる人がいないんですよね。事実私の地区で12件申し込んだところ、受けていただいたのは１件だけなんです。前の一般質問でも、最悪の場合は山に戻すしかないのかなということなんですけれども、その前にそういう小さな場所でも何とかできるような対策を考えていくべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　おただしのとおり、村のその農家の方の帰還以降、あるいはその高齢化等々によりまして、今後村の中の農地がずっと引き続き管理されていくのかというのは非常に村としても心配をしているところでございました。その中で、今行政区の中で中山間地の協定の余地の見直し作業を行っていただく中で、ご自分で農地を管理できる方についてはぜひお願いしたい、それから部落のその営農復興組合のほうに管理をお願いしてもぜひ管理をしていきたいという意向の方はそのように対応していただきたい、そこから取り残されてしまったなかなか地元の方では管理のできない農地というのが今年中に取りまとまってくるのかなというふうに思っております。そうした農地の管理につきましては、村の復興計画の中でもうたっておりますが、農地管理会社的なものというような表現になっておりますけれども、こういったもので一括して引き受けて管理できる体制をつくっていかなければならないというふうに考えておるところでございます。ただ、今議員もおただしのとおり、山間の狭小な農地につきましては作業効率等の面もあって、なかなか手が行き届かないというところが出てくるのではないのかなと、議員と同様に心配をしているというところでございます。

委員（渡邊　計君）　では次、48ページいきます。除染対策費、この携帯型放射線測定器校正点検業務、これ台数内訳とか台数わかりましたらお願いします。

除染推進課長（中川喜昭君）　携帯型放射線量の測定器の校正でございますが、これは平成25年かと思いますが全世帯に県の補助事業で貸付をするという形で取り組んできた事業でご

ざいまして、その時点ではそれぞれの世帯のほうに１個ずつ配付をさせていただいたと。その以降で１年ごとの校正ということでの点検業務ということでございます。それで計画では1,934台、これが配付した数でございますが、校正に当たっての実績としましては1,269台ということでございます。以上であります。

委員（渡邊　計君）　この校正も問題なんですけれども、要はこれもやっぱり充電式なもので、充電器のほうが、差し込みというかそこのところがちょっとふぐあいが起こしているという方々も何名かお聞きしているんですが、そういうものに対して今後どのような対策をとっていかれるのか。

除染推進課長（中川喜昭君）　やはりアダプターといいますか、やっぱりそこのふぐあいがあるということとかの場合は、電話をいただいた際には役場に来てもらう、本庁に来てもらうか、あと飯野支所のほうにやるかということでございますが、ただこのバッテリーが悪くて、アダプターが悪くて電源が入らない状態なのか、本体の機能が悪くてならないのかというのはやっぱり担当者が見ての判断という形でやっておりますので、壊れたからすぐ送るとかそういう手配はちょっとできない状況なものですから、時間あるときに来ていただいているとか、遠いところになりますけれどもそのような対応をさせていただいているところであります。以上であります。

委員（渡邊　計君）　ということは、すぐに交換できるような在庫は１つも抱えていないということでよろしいんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　故障するという部分は、かねてから私どもも考えておりますので、在庫は持っております。以上であります。

委員（渡邊　計君）　在庫何台ぐらい持っていらっしゃるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　今のところ100台保管しております。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。どなたもありませんか。

委員（佐藤八郎君）　それでは、就学率向上委員の取り組みとしての成果と通学時間の改善の成果を伺っておきたいと思います。

教育課長（村山宏行君）　本日お配りしました資料のところで25ページになります。26年度中の子供たちの通学の状況でございます。この資料の26年度中村内の幼小中学校に就学した児童については337人で、就学率が52.2％でございました。今回の一般質問の中でもお答えはしているんですが、やはり子供たちの就学先ということになりますと周りの方、あるいは本人の意思もあります。また、保護者の意思もあります。それから通学時間であるとか交通の問題、あるいは保護者の仕事の関係、いろんな条件というものが重なってまいりますので、その中で子供たちの就学先が決められているということがあります。なるべく村のほうでは多くの子供たち通っていただいて、村の教育ということで受けていただきたいわけですが、そういった思いもございますので強制はできないというふうに考えています。ただ、今後とも村の学校、幼稚園に就園就学していただけるようなそんな施策をとってまいりたいというふうには考えているところです。以上です。

委員（佐藤八郎君）　予算委員会での答弁に基づいて伺うものでありますけれども、就学率向上のための取り組みをしていくんだと、一体何を取り組んできて52.2％という話ですから、

あと通学時間については、どのようなルートなりどんな工夫がされて改善されてきたのかを、予算との関係で決算をしているというのを前提でありますので、よろしくお答えを願いたい。

教育課長（村山宏行君）　就学率の向上策でございますが、まずは学力の向上というのがあるかと思います。どうしても子供たち進学を考えますと、福島市内あるいは県北地方というのが進学先になってございますので、そちらのまず学力の分というのは避けて通れないのかなというふうに思います。また、村独自のふるさと教育です。子供たちの、例えば中学校ですと田植え踊りでありますとか、それから小学校ですと地域の方々に先生で来てもらってふるさとの学習をするということで、村の魅力そういったものを継続していただく、あるいは発信していく、そういった事業を多く取り組んでいるというところでございます。また、バスの通学時間についてでありますが、現在のところはほぼ１時間以内で子供たち学校まで通えるという状況になってございます。停留所の見直しでありますとか、それから子供たちどうしても避難先、転居しているという傾向にございますので、その都度要望にお応えしながら近くのバス停を設けて、そこで子供たちを拾ってというふうなそんな取り組みをしているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　クラブ活動においても改善されたというか、送迎できるようなった、送迎というか迎えにですか、改善されたんですか。

教育課長（村山宏行君）　部活動につきましても従来から早い便と遅い便ということで設けて行っております。ただ、どうしても市内のほかの学校、中学校に比べればどうしても短くならざるを得ないというそういった実情はございます。

委員（佐藤八郎君）　いきなり老人クラブに入りますけれども、老人クラブの活動支援として22団体17活動の中で課題を調査して対応しということでありましたけれども、どのような課題が生まれてどのような支援策ということで、この１年されてきたのか伺うものであります。

健康福祉課長（高橋正文君）　老人クラブの運営上の課題ということでございますが、さきの委員会等でもご質問をいただいております。課題としては、やはり高齢の方が多くなってきたということで、さまざまな事務とか運営に支障をきたしているということでございます。まず、村と社協のほうでご相談させていただいたのが、比較的若年層の老人クラブの方の活用ということを今の県の社協のほうとも相談しておりますが、そういった助成の制度もございますので、若年といいますか比較的若い老人クラブの会員を支援して運営を円滑に図れるような支援を今後とも、今検討中でございますが今後早急に支援策を進めてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　17活動の団体の活動の続いてきて、各老人クラブ年間どれだけの活動というか事業を持っていらっしゃるのかよくはわかりませんけれども、幾らかのクラブの活動を見ますと何ていうか同じようなことの繰り返しで、今課長が言われた若い老人クラブに入った方々の活動いかんにかかっているなんていうふうに見ているんですけれども、その辺ではどういう村としての支援というか、社協を含めてされてきたのか伺っておきます。

健康福祉課長（高橋正文君）　26年度中は、今委員17とおっしゃいましたが18クラブが活動し

ているという状況でございます。クラブによりましてやはり活動の内容には非常にばらつきがございます。頻繁に活動されているクラブもございますし、年に１回とかいうクラブもございます。ただそういうばらつきございますが、村としてはこのクラブ活動の１つ上にあります連合会の助成も行っておりますので、この本会のイベントの支援とか健康づくりの事業の支援とかを通じまして、その単位クラブの皆さんにも活動できるような支援を今後ともしてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　昨年と比較して今年度のこの活動参加人数というのは各18地区の内容的にはふえているんでしょうか、減っているんでしょうか、どのように捉えておりますか。

健康福祉課長（高橋正文君）　各単位クラブの活動の詳細については、把握してございません。

委員（佐藤八郎君）　高齢者の方々、仮設でもそうですけれども寄り添ってというか、集まってというか、そういう中で非常に楽しみができたり不安解消したりしているので、そういう意味ではこの参加人数がふえていくか減っていくかというので非常にその地区ごとの老人クラブの活動がどういうふうになっていくか、どこに支援が必要か、どこに課題があるかというのは見えてくると思うんです。だからその辺きちんとしないと、なかなか活発化というか村として支援をどこにしていくかというのが見えないと思うんですけれども、その点ではいかがですか。

健康福祉課長（高橋正文君）　委員おっしゃるとおり、なかなか老人の方活動が大変だと認識しております。現在避難中ということで、先の行政区の活動が難しい老人クラブもございます。そういったことで、例えば社協に委託しております園芸療法による心のケア事業とか、そういった事業を活用して避難先でのコミュニティーの中で高齢者の方を今後とも支援していきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　放射線に対するあづまクリニックでの実績と予算のあり方です。成果としてどうなのかなと思っているんですけれども、相手があっての契約という流れもありますけれども、その辺では村としての捉え方、実績の捉え方、予算のあり方とかについては村民全体の健康なり検診の成果というふうになるのかどうか伺うものであります。

健康福祉課長（高橋正文君）　放射線の内部被ばくと甲状腺検査の成果ということだと思いますが、まず実績でございますが、内部被ばく検査については、あづま脳外科で913名が受診している。甲状腺については717名が受診している。委員おっしゃるとおり受診率はそう高くはございません。ただ、内部被ばくにつきましては900人ということですから10数パーセントということで余り高くないという。あと甲状腺についても700人程度ですので受診率は高くない。ただ、甲状腺につきましては当時18歳までのお子さんは長期に見守っていく必要がございますので、この717人については長期に見守り安心・安全を確保するためには非常に大切であるし、成果はあると考えております。

委員（佐藤八郎君）　受診率が低いというのと、あづまクリニックだけのことを見ると低いのかもしれませんけれども、村民全体の内部被ばく検査なり甲状腺検査なりから見ればどのようになるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　甲状腺検査につきましては受診率が63.8%、内部被ばく検査につきましては14.6%。甲状腺につきましては対象者全員に受けてもらうのが一番いいとは

思いますが、いろいろな避難状況等で63ぐらいになっているのかなと認識しております。一方内部被ばくにつきましては、飯舘村では他の市町村に先駆けて４年間ほどリスコミ事業をやってきたということもあるかと思いますが、最近は非常に放射線に対する関心が村民の方が大分薄れてきているということで、内部被ばくについては15％程度にとどまっているのかなという評価でございます。ただ、甲状腺につきましては先ほど申し上げましたが長期に見守っていく観点からも、さらに受診率を上げるように努めてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　放射線が心配なくなってきたというのは、加害者勢力の放射線は大丈夫なんだという成果だと思うんですけれども、実態としては私ずっと村民と触れ合う中で聞いているけれども、18歳過ぎた方でも甲状腺で医者にかかっている人必ずいるし、最近は目の方、最近ではないですけれども２年や１年前の辺から目でかかる方も多いです。あとはその神経、筋肉の小筋肉といいますか体全体にあるこの筋肉の部分がやられたりとか、いろんな症状を訴える方が多いんですけれども。まして４年過ぎ５年、これ今後また過ぎていくわけですけれども、決して放射線を軽く見ているんだとは思いませんけれども、村民は。なぜならば、飯舘にある樹木やら植物やら小動物に異常がもう２年、３年、４年ってこういうずっと現実に出ているわけですから。だから最初の放射能被ばくをしているというのはもう事実でありますので、そのことから基づいていけば、このような検査しかないというか、成果としてないというのは少し私としては今後体にいろんな影響なり重症化してくるんではないかと心配しているんですけれども、その辺はどういうふうに捉えられていらっしゃいますか。

健康福祉課長（高橋正文君）　先ほど私、放射線に関心が薄れていると申し上げましたが、これは薄れているというよりは、この４年間のリスコミ事業等で村民の皆さん個々の判断力がついてきたということで、これは危ない、これは安全だという個々の判断ができているというふうにも考えてございます。あと、さまざまな検査ということでございますが、いろいろな各種検診全てどういったものがあるかは私承知していませんが、やるに越したことはないと思いますが、まずは村といたしましてはゼロ歳から18歳の方の甲状腺検査を長期に継続的に実施していくと。また、できることから実施していく姿勢で努めてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　震災前の飯舘村民がかかっている病気の症状なり、病気の実態と震災後のこの推移、病状、症状というものを分析されてみても何ら変わりないような状況であるというのが実態でしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　疾病の状況でございますけれども、震災前と現在では大分変ってきております。震災前は高血圧疾患とか糖尿とかが上位にあったわけでございますが、現在は40歳以上の方ですと脊椎障害とか関節症の方がかなり相双地区は県内では特段に高くなっているという変化はございます。これについては、主に避難によるストレスとか運動不足によって影響している生活習慣病と考えてございます。震災前と現在では大分疾病の状況には違いが出ているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　できれば機会を見て、その推移を資料でいただきたいなと思いますけれ

ども。ヤギとか馬とか死んでいる状況もずっとあるんですけれども、ほとんど筋肉がやられて、足がやられて歩けなくなってという症状で、血液検査やらいろいろ検査もされていますけれども。世界的には東北大の先生が発表されておりますけれども、いろんな先生方がいろんな場で発表されていることが私たち人間にもあらわれてくるんじゃないかという心配をしているんですけれども、なければないでいいんですけれども。そういう点では、今後の検査方法なり検診の方法なりは、この本年度の１年やった上での流れの中でどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

健康福祉課長(高橋正文君)　動物の影響というのはちょっと私承知しておりませんでしたが、まず県民健康調査においても甲状腺検査においても、この専門チーム、専門機関の分析によりますと放射能の影響は現在のところ認められないという見解でございますので、村としてもそのような認識でございます。

委員(佐藤八郎君)　放射性物質がどうだかこうだかの議論をする場ではないんですけれども、生活環境に危険なんですよね、そもそも。それで、３年、４年、５年近く検査をしても放射線の影響は認められない、もう最初から一辺倒ですよ。それが村民の安心・安全を買うことになるかどうか、私は疑問なんですけれども。そういう点では今後も放射線との因果関係はないだけの行政執行となりますか。

健康福祉課長（高橋正文君）　前の質問と答弁繰り返しになるかもしれませんが、村としては現在検証をお願いしている福島県立医大等あと専門機関等の所見を受け入れているというような状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　質問を変えますけれども、仕事に従事するためにということで建設技能講習会とか、そういうほかの事業も組み合わせてやられてきたと思うんですけれども、その内容と成果を伺うものであります。

生活支援対策課長（細川　亨君）　ただいまの質問ですが、建設機械等技能助成ということでやってきました。延べ85人の方々が免許講習等で取得しましてやっております。主なもの講習については、玉掛け技能、小型移動式クレーン、解体用技能特例講習とか車両系建設機械、これらのものを皆さん取っていただいているという。また、商工会のほうの事業もありまして、こちらのほうも同じように小型移動式クレーンとかフォークリフト、このような試験を受けまして建設現場のほうで自分の技能を生かしていただいているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　商工会との関係でこの事業は進めてきたのかな。そのほかにこの雇用問題での村の支援策というのはどのようなことをやられて、仕事を探している村民に応えてきたんでしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　この免許技能講習ですが、まず１つは商工会に加入している事業者向け、あとはもう一方はそれに入らない振興公社一般そして森林組合のほうの補助金ということで二手に分かれております。除染とかそういうふうな部分で大分生かされておりまして、そちらのほうでこの講習会の受講者が活躍しているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　85名ですか、延べ。延べですから資格を一人で取ったかたもおるんでし

ょうから、その方々はその技術を生かして働いていらっしゃるということでいいんでしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　そのとおりでございます。村の建設業そして除染という場で雇用の確保をしながら頑張っていただいております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　そのような状況の中で、除染は何人でしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　今、除染の人数ちょっと数えますのでしばらく時間をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君）　大分飯舘村を車で移動しますと、鳥獣がふえたものと減ったものとあるようなんですけれども、この鳥獣対策事業の実態、成果、あとはこの鳥獣の変化についてはどのように捉えていらっしゃるのか伺うものであります。

復興対策課長（愛澤伸一君）　鳥獣対策の内容ということでございますけれども、鳥獣被害対策実施隊というのを村で組織しておりまして、26年度は18名の方が登録していただいております。こちらの方に定例で、毎月会合していただいて順次村内に箱わな等を設置して捕獲に当たっていただいているという。また冬期の狩猟期間になれば鉄砲も撃たれる方もいらっしゃるということで、捕獲隊以外の方も狩猟期間には参加されるのかなというふうに思っております。そんな中で、26年度はイノシシが100頭の捕獲実績、サルは５頭の捕獲実績ということでございます。その前年度に200頭を超える実績があったもので、26年度も同等の被害があるものと想定してございましたが、思いがけずといいますかなかなか実績が上がらなかったということでございます。ただ、村内のこのイノシシの被害が減少しているというふうには認識してございませんので、今後も実施隊の皆様とその箱わなのかける場所でありますとか、そういったことをいろいろ協議しながら実績が上がるように努めてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　多分、村の中に鳥の観察とかいろいろやっていた方なりそういうものというのはないんでしょうからあれですけれども、イノシシの数は減少していないと思うという話ですけれども、サルについても毎年今までに出てこないところにどんどん出てきていると聞くんですけれども、見たこともありますけれども、数的にふえていなとすれば移動されているのか、野菜つくっていたときの餌の食べ方と今の餌の食べ方は違うんだと思うんですけれども、どういうふうに分析されたり、村民なり見回り隊の方々から聞いてどんな動きされているように実態をつかんでいらっしゃるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　野生動物の行動範囲ということでありまして、なかなか十分に把握できないところもあるかなというふうに思っております。また、26年度ですが除染作業が結構村内全域に入ったということで、人の数もふえておるということで少し人里のほうに出てくる出没回数が減ったのかなというふうなことも推測できるわけでありますが、なかなかそこのところの実態は十分に把握していないところでございます。

委員（佐藤八郎君）　震災前というか原発事故前でありますと、群れがこういうふうにあってどこにこのぐらいの群れだとかというのがある程度わかったんですけれども、今は村の中にいない状態ですからずっとわからないできたでしょうけれども、今度は直接この村長が言うような27年３月が解除、（「27年」という声あり）避難時期だとしていけば、それに

伴うそういう野生の状況がどういう実態になるかというのは、当然もう家の近くになんか平気で来ますし、驚かないというか道路を歩いていても全然驚く様子もないというか、それはそれで自然環境の違いによってそういうふうになってきているんで、誰が悪いといったら原発事故が悪いぐらいの話で何もないんですけれども。ただ18名の登録されている方々の努力のみで、あとわなの工夫ぐらいでという話じゃなくて、やっぱりもっときちんと。除染作業入ってその重機やら何から動いた範囲を離れたというのはあるでしょうけれども、実態として現場何十カ所あれば何十カ所の中で見た、見回り隊が見てここにサル軍団があって、そのサルの軍団が今はいなくなった移動したとかって、つぶさに調べる気ならわかるんですよね。調べる必要もないからという考えなのかどうかわかりませんけれども。まして今でも避難しないで十何人の方、村内にいらっしゃるんで、まだそういう野生動物による被害には遭っていませんけれども、そういうことだって前には飼い犬がサルに食われたりいろいろ被害も前もあったわけですから、作物被害が圧倒的に多いんですけれども。今後は違うもので被害が予想されるんですよね、それも極端な来年から、いつからみたいなことではうまくいかないと思うんです。だからある程度の状況把握なり実態というのをつかむ必要がある。どうもこの放射性物質が村に落ちてから、実態を正しくつかむという努力が行政しなくなりました。放射性物質もどこに何ぼ落ちているかもわからないで歩んでいる。当初はそういう期間もあってやむを得ずだったけれども、だんだんと３年、４年、５年となってきた中で、そういうものは真実に基づいて事実に従った政策でもって対応していくというのが基本だというふうに思うので伺っておきます。

復興対策課長（愛澤伸一君）　おただしのように村内でのその有害鳥獣の被害というのは、今震災後４年が経過しても後を絶たず、むしろふえている状況のようなところもあるのかなというふうにも思っております。また、震災後人間を見たことのないイノシシなどもふえているのかなというふうな声も聞かれておりまして、そういった動物については人間が怖いというような感覚もないやに聞いてございます。そういった実態の中で、帰村の時期が迫っているということでございまして、議員おただしのとおり今後もその実施隊の皆様とどのような対策が可能なのか協議をしながら対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　借り上げ住宅の変更実態。住みかえなんかも含めてどのように実態としてなって、その住みかえのも含めた行政等の周知と成果はどういうふうになったのか伺おうと思います。

生活支援対策課長（細川　亨君）　済みません、先ほどのまず質問の答弁ですが、建設機械等運転技能講習会ですが、除染は３名でございました。あと借り上げ住宅の関係ですが、住みかえということで大分ふえてはおりますが、その戸数については正確な数値はつかんでおりませんが、増加傾向にはあるということはつかんでおります。おおよそではございますが、答弁はそのようにさせていただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　私ども村民の住宅、居住地は仮設住宅以外はわかりませんので、仮設所帯を行くたびに、前に３年だか４年前にもらった資料に基づいて変更をずっと書き込んだりいなくなったところを消したりしてずっと追跡していますけれども、それは仮設での話

です、私ども議員ができるのは。それ以外は行政では借り上げ住宅についてできるわけです。それでできたものがどれだけ変更あったり、住みかえになったり、もう借り上げ住宅がいらなくなった人もおられると聞いていますので、そういう点では26年度とすれば数値的にはどういうふうになりますか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　今、八郎委員からのおただしの件でございますが、仮設住宅のほうは50戸減ということで数値はつかんでおりましたが、正確に借り上げ住宅の分については数値を持っておりませんので、後ほど回答したいと思います。

委員（佐藤八郎君）　避難している村ですので、飯舘村内の公共施設やら村が管理する河川、ため池、墓などの管理というのは不十分になるのはやむを得ないというふうに思いますし、現実にそういう流れだというふうには思いますけれども、特に危険な地域については原発事故後２年ぐらい過ぎてからは予算を入れて管理なり改修なり改良なりしてきたわけであります。というふうに私は思っておりますけれども、この災害に向けた対応として26年度中にどこの部分はどういうふうに対処されたのか伺うものであります。

復興対策課長（愛澤伸一君）　震災後のいわゆる公共施設といいますか農業施設等の管理について、なかなか十分に行き届いていないという実態があろうかなというふうに思います。26年度もそうでございますけれども、ため池等々の調査は行っているかなというふうに思いますが、改修まで至った事例はないものというふうに理解してございます。

委員（佐藤八郎君）　そうすると公共施設なり村管理する部分、全てにわたって災害対応の処置は調査のみで終わってきたという理解でいいですか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　はい。震災後、道路等も被害があったわけでございますけれども、なかなか災害復旧事業に入れないということで、26年度の道路の中では復旧設計まで実施したところでございますが、仮復旧までという形で現在のところ本格復旧までには至っていないところでございます。

委員（佐藤八郎君）　公共施設なり村管理の部分は放射性物質除去という流れでは取り組んできたというふうに思いますけれども、災害対応の取り組みがなかったものだから今度の集中豪雨はそこを徹底的に自然は許さず、村中何百カ所になるかわかりませんけれども災害に至ったなというふうに、現地ずっと一日回っていろんなところを見て思いました。だからこの災害対応の処置というのは、やっておかないとこうなるんだなって、まざまざと見てきたわけですけれども。曲がる川も曲がらないで真っすぐ行かざるを得ないという、河川が草と土砂でいっぱいになっていればカーブしないで真っすぐ行くし、水の量も今度のは中途半端でなかったというのもありますけれども、そういう意味では災害対応の処置は26年度中には何ら予算的なものも事業としても総務課長なかったんでしたか。

総務課長（中井田　榮君）　26年度は特になかったものというふうに考えております。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　喫飯のため休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前１１時５６分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

（午後　１時１０分）

復興対策課長（愛澤伸一君）　午前中、渡邊委員からのご質問で、営農再開支援事業の対象面積ということでございますのでお答えをいたします。伊丹沢が対象面積5.6ヘクタール、小宮が10.1ヘクタール、長泥が8.4ヘクタール、二枚橋が60ヘクタールでございます。

生活支援対策課長（細川　亨君）　午前中、佐藤八郎委員から質問のありました平成26年度の借り上げ住宅の動向でございますが、入居が27件、退去が245件、差し引き218件の借り上げ住宅からの移動がありました。以上でございます。

委員（松下義喜君）　それでは、何点か質問をいたします。

48ページの緊急雇用創出事業の中の、いいたて村までい企業組合の委託料について詳細にご説明願いたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君）　いいたて村までい企業組合の委託の内容でございますが、平成23年度から村内の農作物の放射能の状況、これらがどういう状況かを村民の方々が知りたいということがありまして、当時放射能測定器を村で独自に買いまして、そのときからこの農作物の放射能の測定を始めてきているということでございます。までい企業組合には平成24年度から委託を始めまして、今年度までも行っているという状況でございます。それで今現在は村民からの依頼分と、あとは村独自で調査をしている田面の草とか、あとは土とかそういうものもデータ的に集めるということで、26年度に検査した件数は724件を調査しているというところでございます。測定業務としましては、村民とあと村のほうから検体をここで検査している方、２人体制でやっておりますが、その方々にお渡しをしながらそれを切り刻んで細かく切る中でセシウムの状況をはかるということでございます。それでそれらのデータをまとめていただいて、依頼の受けたところへは発送業務まで行っていただいているという内容になっております。以上であります。

委員（松下義喜君）　ただいま724件という報告でございますが、そうするとこの金額等に関してはある程度は人件費と見てよろしいのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　今お話しましたように２名の方の雇用しているということと、委託事業でありますが２名の方が担当しているということでありますけれども、そのほかにも先ほど言いましたようにデータ収集とかそういう部分も専門な部分でやっていただいているということもありますが、今回は外部委託という形で従来からとってきたということでありますので、業務委託という形にしてきたところであります。以上であります。

委員（松下義喜君）　わかりました。

46ページの災害公営住宅飯野団地の整備でございますが、現在は22戸入って１戸が空き家になっているという。このような復興住宅というような大変みんなの要望でおつくりになったんですけれども、何か原因があって入居者がいないということはないんでしょうか。この飯野団地の。

復興対策課長（愛澤伸一君）　飯野町団地、完成が昨年の８月末だったかと思いますが、それから１年が経過をいたしまして23戸中現在22戸入居をいただいているところでございます。こちらは子育て住宅という枠組みでつくらせていただきまして、中学生以下のお子さんをお持ちの世帯ということで当初限定で募集をかけさせていただきました。その後、空き住

宅が発生しましたので高校生をお持ちの世帯も入居可能というようなことで二次募集をかけ、また今般さらにまだお子さんのいらっしゃらない若いご夫婦に対しても間口を広げて入居をしていただいても結構ですよということで、今年になってから三次募集をかけたところでございます。お子さんの通学している学校との関係でありますとか、親御さんの御職業の関係でありますとか、そういったことでなかなかそれぞれのライフスタイルにうまくこうぴったり合わないそういう家庭もあったのかなというふうには思っておるところでございますが、今後も早期の入居に向けて募集をしてまいりたいと思っております。

委員（松下義喜君）　再度村長が川俣町等にも考えていらっしゃるというようなお言葉を聞いたような気がしますので、この復興住宅等を考えたときに再度今課長が申されました、あれに合わないんでないかというようなご意見もあったようですけれども、今後を考えながら再度お聞かせいただきたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君）　村営の復興住宅ということでございますけれども、村外に、飯野町に23戸今般建設したところでございます。こちらはいろいろな事情によってなかなか近々に村に帰村できないご家庭のためにということで準備したところでございまして、今後もなかなか近々村に帰れないという世帯の受け皿として機能していけばいいかなと思っているところでございます。

委員（松下義喜君）　わかりました。

では、32ページの飲料水安全確保対策事業でございますが、セシウム除去用給水器のフィルターが341戸しか行き渡っていないというような状況において、住民の皆さんから聞くと現代の水道の用具にはちょっと合わないんでないかというような意見等も聞いておりますので、一番村の水を使って生活する上でのこれだけの希望者しかいないという見え方について、どのような考えを持たれているのかお聞かせ願いたいと思います。

生活支援対策課長（細川　亨君）　ただいまの質問は、セシウム除去用給水器の普及がちょっと足りないんではないかということでございますが、一応村では26年度は855世帯分のセシウム除去用給水器を買っているという。９月８日現在で531世帯がもう取りに来ている。あくまで状況を聞き取り調査しまして、帰るという方向性のある家庭に対して交付するものであって、私は帰らないという場合には交付をしていないという状況でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（松下義喜君）　じゃあ今課長の答弁によりますと、帰る家庭が531件というような見方でよろしいんでしょうか。そうすると、これ帰村に向けてある程度の人数が掌握できるのかなと、こう思う中で、この531件の家庭でどのくらいの人数になるかもしわかるのであればお聞かせいただきたいものだと。

生活支援対策課長（細川　亨君）　聞き取り調査の中からでは、ちょっと人数は正確には把握できません。この531世帯の中にはうちの祖父母は帰るとか、うちの両親だけは帰るとか、そういうふうな家庭もあるものですから、そういう聞き取りの中で531世帯に配付しているという状況ですのでよろしくお願いしたいと思います。

委員（松下義喜君）　来年、役場機能を移す中で531件さ２名、３名掛けても1,000名ちょいかなというような見通しがつくのではないかなと思うんでございますが、それは仕方がない

ことではないのかなとは思いますので次に移ります。

26ページのシルバー人材センターへの負担金または補助、交付金となっておりますが、今この避難している状況の中でどのようなお仕事をされて、飯舘の会員数が18名だと伺いましたので、飯舘の会員の方々もどういう仕事等をされているんだかお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長（高橋正文君）　シルバー人材センターの負担金でございますが、これは相馬地方のシルバー人材センターの負担金でございます。現在、飯舘の会員数は18名のとおりでございます。ただ、活動をされている方は相馬市のセンターのほうにお世話になって、二人の方が相馬市で働いております。業務の内容ですが、主に植栽関係、あと剪定とか草刈りとか、そのような作業をしていると聞いております。

委員（松下義喜君）　じゃああくまでも負担金と捉えてよろしいんですね、これは仕事の中身に対しての幾らとか何とかというんでなくて、センターへの負担金というような形で。わかりました。

それでは、６ページ、７ページに係る消防団施設に要する経費と、またこの中で従来まではこういうような状況でかかっておりますが、この帰村に向けての消防のあり方としてはこういうような状況で、また来年度も行っていくのかとかお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（中井田　榮君）　これまではこのような形で消防団の予算決算しておるわけでありますけれども、従来から消防団につきましては活動をずっと継続してまいりましたので、これからも帰村してからもさらに村内の消防のために、また引き続き継続してやっていただくように進めていきたいというふうに考えております。

委員（松下義喜君）　私はこれから帰村に向けて各行政区等に配備されているポンプ車等小型ポンプ、また施設等について若者が戻らないような状況も考えられるのではないかと思い、このポンプ車または倉庫等の手入れ等をどのような形で維持していかれるのかどうかも含めて見通し等をお聞かせいただきたいとものだというような意味での質問でございますので。

総務課長（中井田　榮君）　現在定数につきましては265名でありますけれども、現在団員227人になっております。検閲等をやってもあのような形で100名以上の方は、それぞれの検閲のときに参加もしてもらっておりますし、さらに火曜、土曜をあのような形で訓練にも参加していただいておるわけでありますから、まず帰村に向けて消防団の維持活動を継続していくというようなことと、さらに引き続き消防団については継続して活動していただくように進めていきたいというふうに考えております。

委員（北原　経君）　それでは、何点かお聞かせください。

32ページのセシウムの除去用器具についてなんですけれども、今質問あったようですけれども、これ合わないということで現在在庫というのはどのようになっているのかちょっとお聞かせください。

生活支援対策課長（細川　亨君）　ただいまの在庫の部分でございますが、324個セシウム除去器はありますが、一生懸命合うような形に持っていってほしいということで業者のほうにはお願いはしております。がしかし、この在庫の部分については合わない蛇口もあること

もありますので、その点は何とかご了承をお願いしたいなと思っております。以上です。

委員（北原　経君）　この在庫、必要な方は大体つけたんではないかと思う、私のうちの蛇口にはつけられないということで、水はきれいにしていただきたいんだけれどもそういう方が多いと思っているんですけれども。その在庫というものが無駄になってしまうということを考えて、どのように今後考えているのかちょっともう一度お聞かせください。

生活支援対策課長（細川　亨君）　まだ毎月ですが、このセシウム除去用給水器皆さん取りに来ている状況でございますので、まだ在庫はどのくらい出るか確定はしておりませんが、とりあえず26年度分については今年度か来年度中にはもう全てはけるという状況でございまして、その間にもう少しどんな蛇口でも合うようなセシウム除去用給水器を何とか改良してほしいということで、業者のほうには要望中でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

委員（北原　経君）　今課長言うとおり、新しい機種に合うような形に改善するような形で、あとはそれを村民のことに広報していただいて、うまくその事業を進めていただきたいと思います。

その下の、緊急雇用創出事業で産品のＰＲという事業の中のなごみの件なんですけれども、その事業の26年度の内容をちょっとお聞かせください。

生活支援対策課長（細川　亨君）　これは飯舘村直売所連絡協議会に委託している業務でございまして、場所は松川第１仮設内になごみという仮設直売所があります。松川第１仮設の利便性というふうな部分からも大分利用されている施設でございまして、今後においても雇用の場の創出、特産品のＰＲということでいろんなものをここで出していきたいということであります。以上でございます。

委員（北原　経君）　なごみの便利よさは地元の仮設の方々からいろいろ評価等をお聞きしております。今申しました特産物のＰＲというラインからしますと、どの辺の事業でどのようなものが進んでいるのか、また今後どのように、26年度でどのようなことをなさったのかをちょっとお聞かせください。

生活支援対策課長（細川　亨君）　飯舘村の方々いろいろものをつくったりしておりまして、それらをなごみのほうに搬入しまして結構出ておりますが、キーホルダーから特産物についてはいろいろ「かあちゃんプロジェクト」の産品とか、漬物とかそういうふうなものが出ているという状況でございます。以上です。

委員（北原　経君）　まさに村に戻ってもそれがつながるようなものになっていけばいいと考えているものであります。

33ページの大火山のツツジの人夫賃なんですけれども、観光振興事業なんですけれども、これに関しまして草刈りということなんですけれども、草刈り以外に剪定も去年ちょっと私お話したような気がするんですけれども、その辺に関してはどのような形になっておりましたか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　おただしの件は大火山ツツジの森草刈り作業の部分でございますが、なかなか昨年２回で全部はやれておりません。なかなか剪定作業までは手が回らず、草刈り作業で春も秋も終わったというふうな状況に聞いております。27年度におい

てもちょっとそこら辺、ツツジの剪定とかにも力を入れるようやっていきたいと思います。以上です。

委員（北原　経君）　村のやはり財産がちょっと手入れによっていいものがなくなってしまうということを考えた管理上、やはり伸ばしっぱなしのツツジではなくて、26年はこういう事業でしたけれども今後やはり剪定事業にも手をかけられるようなやはり事業になっていけばいいなと思っております。戻ってからもやはり復興のサクラもありますし、いろんなそういうふうな観光事業に関しましては少し力を入れて、村外からお客さんが来るような状況下になればいいなと感じるわけです。

それでは、農業委員会のほうにちょっとお聞きます。63ページです。農業委員会で委員の研修会が26年度に行われてきたのか、ちょっとその辺に関してお聞かせください。

農業委員会事務局長（但野正行君）　今おただしの研修会の件でございますが、２回ほど実施しております。１回目は万福裕造さんを講師としまして、放射能汚染と農業再生に向けてということで講演会を開いております。あともう一つは、毎年やっています農業者と農業委員の意見交換会の際に、これは守友先生をお招きいたしまして基調講演をいただいて、あと農業者と農業委員の意見交換会をやったと。２回ほど実施しております。以上でございます。

委員（北原　経君）　まさに今の農業委員会の事業は、村の農地の再生、村の復興に関しましては大変農業委員会の力は大変なものと感じております。26年度の事業、研修会を２回行ったということでございます。そういった回数は何回も重ねていただいて、また村外等にも研修にも行っていただいて、今後農業委員会が村に対する農地の、農業の再生に関しまして強い意見を発していただくようお願い申し上げます。以上で終わります。

委員（菅野新一君）　それでは、23ページ。心の相談事業でありますが、これは内容そして場所がどこで実施されたのか詳細にお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（高橋正文君）　心の相談事業の内容でございますが、これは簡単に申しますと自殺予防対策事業でございます。内容は、26年度につきましては、この心の相談が必要な方の話を聞いていただく、あといろいろな相談に乗っていただくという相談役の方をゲートキーパーと呼んでおりますが、そのような方を養成する講座を開催してございます。場所は役場、または仮設住宅等で開催してございます。参加者については、28名がこの養成講座に参加してございます。

委員（菅野新一君）　あと同じページでありますが「までいっ子健康知の積み立て事業」これなんですけれども、何で今年度で終了ということになっているんですか、18歳とかが、あれがいないっていうことなんですか。

健康福祉課長（高橋正文君）　この事業につきましては、児童生徒が内部被ばく検査または甲状腺検査を受診した方に１回１つスタンプを押して、図書カードを配るという事業でございます。一応、27年度で終期を迎える事業になってございます。この３年間実施しまして、ある程度この甲状腺検査の受診、あとは内部被ばく検査の受診に一定の効果があったということで認識しております。とりあえず、27年度３年間をもって終了させていただいて、また内部被ばく検査、甲状腺検査については受診を別な方法で監視をしていくということ

になると思います。

委員（菅野新一君）　それで、これ３年だけの甲状腺検査とかいろいろというのですけれども、これからが非常に問題があるのかなというふうに考えるところもあるんですけれども、その下に放射線リスクコミュニケーション事業であるようなところは予算をちゃんと取っておいて、そしてこういう大事なものは継続しないというその理由がちょっと私には腑に落ちないところがあるんですけれども。

健康福祉課長（高橋正文君）　当初、この「までいっ子健康知の積み立て事業」につきましては、当初の目的の１つとしましては、この内部被ばく検査及び甲状腺検査の受診率を上げるために、物を配って上げるというのではないんですが、その受診率向上のために教育の分野とも関連ございますので図書、本を読んでもらうという図書カードを配るというような事業で企画された事業でございます。今後は委員おっしゃるとおり、この下のリスコミ事業とかその他の施策でその長期的な検査体制を続けるとか、20年とか30年とか長いスパンで検査を続けていくという体制を考えてまいりたいと思っております。

委員（菅野新一君）　そういうことでお願いしたいと思います。

それでは、34ページ。避難生活支援費なんですけれども、これの明細なところを簡単にでもいいからどういう事業であるのかなって説明をお願いしたいと思います。

生活支援対策課長（細川　亨君）　ただいまの菅野委員の質問は、避難生活支援費がどのように使われているのか概要をということだと思います。これについては、仮設及び自治会運営に使われている事業費でございまして、大部分はそちらのほうの維持補修費並びに自治会費に使われているものでございます。以上でございます。

委員（菅野新一君）　質問を変えます。37ページ。この実証栽培事業なんですけれども、水稲が向押90アール、小宮、野菜が10アールって。米には出ないという報告あったんですが、わらとかそのあれ、その根っこには何があるとかっていう詳細なデータもあるんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　こちらの国が主にやっている実証でございまして、私どもの26年度一応決算に上がっておりますが、圃場の整備等に管理費を若干支出しているということで、試験の詳細な中身について今ちょっと調べてみたいと思いますのでお時間いただきたいと思います。

委員（菅野新一君）　そういう、これ国でやっているからってこれ大事なものでありまして、わらには100以上が出なければいいのでというふうに簡単に報告しておりますけれども、99だったらばＮＤであって、100以上だったらちょっとだめだというような報告はやっぱり、99以下であったらば35であっても大丈夫でもそういう数字は出すべきだと考えておりますからよろしくお願いします。

それでは、38ページの説明資料の被災農業のこの八木沢、二枚橋、二本松市とこの解体、修繕いろいろな経費を補助したということになっておりますけれども、このほかにはもっと詳細な申し込みがなかったということなんでありますか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　今回のこの補助事業の対象となっておりましたのが、避難指示解除準備区域内の施設ということでございまして、村内では二枚橋と八木沢の地区が対象になったという。あとは村外でのやっていらっしゃる方は二本松市ということで、三者が

対象になったということでございます。

委員（菅野新一君）　質問を終わります。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質問はありませんか。ありませんか。

委員（佐藤八郎君）　この間、第４版についてのワークショップ、懇談会、意見交換会を整理されて、６月議会において成案としたんですけれども、国、県絡みもありますけれども、村民にとって何が成案とした中で成果となってきたのか伺うものであります。第４版だよ、第５版は来年だ。

総務課長（中井田　榮君）　第４版のことかなというふうに思いますけれども、第４版のワークショップにつきましては、それぞれ20行政区ごとに集まっていただきましてワークショップをやって、それぞれの20行政区の内容をまとめているところであります。どういうような成果かというようなことでありますけれども、松塚なんかはワークショップでメガソーラーをというようなことでずっとやってきまして、整備協議会にかけて口頭というようなことで公に村民に説明をしながら了解を得ていくという作業が出てくるわけでありますけれども、そういう意味ではワークショップをやって、さらに第４版にまとめて議会に説明をし、20行政区の懇談会をやり、そういうふうな経過を踏まえてきたというような成果があって、今回の23メガのメガソーラーにつきましても整備協議会に諮り、除外転用が認められて実施に至ったという、そういう意味ではそういうな成果が一つにはあったというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　復興計画第４版のことで、復興拠点エリアから復興会社から復興住宅から、まとめた、整理されたんだよね。それ26年にずっとやってきたことの各地区のワークショップで挙げられたもの、今松塚の説明ありましたけれども、他のものはどういうふうになったんでしょうか。

総務課長（中井田　榮君）　第４版につきましては、６つの重点事項があって、復興拠点エリアの計画の策定、さらには復興会社の設立の検討、あと３つ目には村内復興住宅の整備の計画の策定、あと４つ目には村民一人一人の支援の拡大、あと５つ目には営農再開方針の検討、国に対する要望事項、さらに最後に６つ目には行政区計画の策定というようなことで、先ほどワークショップというようなことでありましたので、ワークショップの成果というようなことでありましたので、松塚の例を挙げさせていただきましたけれども、そのほかには村内拠点エリアでありますけれども、太陽光のメガソーラーにつきましては既に着工しておりますし、道の駅までい館につきましてはＡ－２地区でありますけれども既に整備協議会にかけて除外転用の許可をいただいて造成が始まりつつあるというようなことでありますし、あとさらにその復興会社についても具体的にメガソーラー、当初だとスマートコミュニケーションズと飯舘村と設立をして、それに会社運営をしているというようなことでありますし、あと村内の復興住宅の整備につきましても大谷地住宅ですね、既に始まっておりますし、これからＡ－３地区の深谷の復興住宅もこれから計画を立てていきますので、そういう意味では大分第４版についての復興事業も進んでいるものというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　平成26年度からの進め方についてということで、除染やらいろいろ上が

って復興対策課として上げてありますけれども。具体的にワークショップで出されているものがどういうふうになったという整理は特にしていないということなのか、それは地域懇談会とか検討会で出されたこととか含めて特別なものはなかったということなんですか。

総務課長（中井田　榮君）　ワークショップで先ほど言った６つ目の行政区の計画の策定というようなことで、それぞれ行政区の役員さんに来ていただきましてワークショップをやって、行政区の課題、さらには将来どんなふうに土地利用をしていくかというようなことと、あとさらには仮々置き場、仮置き場の位置を土地利用図の中に入れながらそれぞれが確認をし、この第４版の計画書の中にまとめてきたというふうなこと自体が土地利用の再確認にもなったと思いますし、さらには先ほどお答えしましたように１つの効果も、結果も出つつあるというようなことで事務局としては考えております。

委員（佐藤八郎君）　それでは、除染の計画と実施された成果課題について伺うんでありますけれども、この第４版の中でも進め方の中で除染というのが非常に重要な部分でありますので。26年は住居、27年、28年は農地と道路ということでありますけれども、除染汚染物の運搬についても26年でかなり協議していくんだということでありましたので、この実態について伺います。

除染推進課長（中川喜昭君）　除染の26年度の部分でございますが、除染については国の計画で決まっているということでございます。それで平成26年度の除染につきましては、何度も議会のほうでお答えしていますとおり、住環境を中心にやるということで敷地、建物、その周辺の農地、あとは林縁部から20メートルの周辺を行うという。27年度についてはその他の農地、あとは道路、あとはその林縁部から20メートルの森林を行うということでございます。それで運搬計画というのは多分にして中間貯蔵施設への運搬ということかと思っておりますが、これにつきましても双葉地方に計画しています中間貯蔵施設へのための用地交渉等がまだ進んでいないということで、もうしばらく運搬については時間がかかるのかなというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　26年４月から開始したこの住居、要するに建物、宅地、宅地周辺の森林、農地等全て完了したと。27年、28年度は農地、道路、残るものを完了予定しているという流れだということでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　26年度の部分につきましても一般質問等でも答弁させていただいておりますが、同意をいただいたところにつきましては26年度主力に行ったところでございますけれども、70戸程度やはり年末あたり冬期間に入るということで繰り越しをお願いしたいということや、あとは工事のおくれによって次の年、今年の４月以降から始まったというケースが約70件程度あるという。これについては、おくれる際に村への報告の中で６月末まで完了させるということでのお話をいただいておりまして、それらについては完了しているという確認をしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　こういう中で、イグネの伐採もかなり国との補償契約済ませた後にということで、この点はどういうふうに。契約した件数、そして終わった件数、今後のあり方なんかも含めて。

除染推進課長（中川喜昭君）　イグネにつきましては、除染を同意をもらう際にやはり建物の

後ろに、当時針葉樹に放射性物質がつくというのが村民の方々がしっかりわかっておりまして、イグネがあればそこに放射性物質があるということで安心して家に帰られないという部分がありまして、そのような希望を説明会等でいただきながら村としてもやはりイグネを伐採していただいて、やはり村民の方々が幾らかでも安心して帰られるようにということで平成24年度に要望等をしてきたところでありまして、25から多分25の年末あたりからだと思いますが始まりまして、昨年度一応希望されているところは完了したということでございます。件数等でありますが、ちょっと手元に資料を持っておりません。国のほうが契約をしたということで情報資料あったところでありますが、ちょっと手持ちありませんのでご理解をお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　須萱地区は26年度中に全て完了。除染を申し込んだ方全員なんですよね。長泥については区域なので国と協議をするという流れでしたけれども、長泥の関係でそれは今は中座している。この年も今もそうですけれども、線量に応じてフォローアップ除染というふうに国は明示しているんですけれども、この須萱、二枚橋、先行して行ったこの３地区の除染のフォローアップ除染は計画というか協議はされているんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　フォローアップの部分でございますが、面的に宅地内の除染が終わりまして、やはり雨どいの下とか、あとは雨どいから流れる水道等が高いという部分も環境省がその後の、事後に調査をする中で確認しているということがございまして、とりあえず除染で面的にやらせていただいて、その後に再度空間線量等はかりながら局所的に高いところがあればその対策としてフォローアップという名前を使っておりますが、局所対策工事を行うということであります。それで26年度中に試験的に二枚橋地内11件をやりまして、その効果としましては平均で１センチで９割、１メートルの空間で５割程度低減したという実績を持ちましたので、今年度から先行５行政区も含めまして調査をして今後対策に入るというところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　最終的には、３行政区が先行でやったけれども、その流れは村を分断しない限り同じ除染効果を求めるというのは常識だと思うんです。ただ、今の段階で現状の中では４行政区と14行政区と、違うな、14と５行政区とか大分違いがあるようになっていますけれども。まずこの26年度にやられたものが村民平等な除染のやり方だし、そこに成果を求めるというのは基本になると思うんです。だからそういう意味では、ガンマカメラ云々もありますけれども、どこまでどうかわかりませんけれども、今のこの１センチ90％、１メーター50％低減というのもよくあれだけど、私はたびたび行ってはかっているけれども、そんな数値にならないんだけれども役場の線量計が悪いのかどうか知りませんけれども。非常に大事なことでありますけれども、もう５ミリでいいっていうふうな思いでいるのか、早くやったところは何年って年数が早くたっていくんですけれども。どこまでも19行政区については同じ考えでというふうになるのか、もう一度伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君）　除染方法につきましては、国のほうのガイドラインでやっておりますので、あっちが高くてこっちが高いとか方法が違うというやり方はしないというふうに確認しております。また、早く終わったところ、今回二枚橋、須萱、臼石が先行してやったところでありますが、解除準備区域ということでそもそもの空間が線量が低いとい

うこともあります。今の手法で例えば高線量の地区をやった際に、二枚橋、須萱、臼石のような低減効果は同じくあるとしても、除染後の空間線量が同じくなるかという部分については、そこまでは確認はとれないのかなというふうに思っております。その一方では、やはり面的な除染をやる、あとはフォローアップ除染もやる、でもやっぱり高線量の地区はどうしても線量が高いという部分もあるというふうに私も考えておりますので、今のところ国のほうにもその方策をやはり考えていただきたいという話もしております。今検討をするということでありますので、今の面的除染においては19行政区については同じ手法でやっていただけるものというふうに思っております。逆に、先日の一般質問の中でもお答えしましたが、いわゆる土水路の除染については当初国のほうはやっていないということでありますが、今後の土水路に当たっては土水路の表土を削り取りをやるというふうな確認もとっております。ですが今度、終わったところがそれがやっていないという状況もありますので、やはり同じ条件にしていただくためにも手戻りになりますが何とか検討をしていただきたいという要請もしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　この26年には、可燃性廃棄物減容化事業についても出されて、村内のごみなり除染の汚染物、さらには村民の避難している市町村の下水汚泥、農業系ごみ焼却し廃棄物の減容化ということの事業でありまして、施設も説明あり運転期間もありというふうになっていますけれども、どうも最近どうなのかなって不安に思っているんですけれども、この設置が決定されてから周辺地区の説明、さらにはそこでもっての協議会の設立、さらにはその事業に向けての交通網の安全対策、26年というふうにはどんなことが協議され、周知され、確認されたことなんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　まず蕨平に設置を計画しております減容化施設でありますが、大変申しわけありません、26年度において減容化につきましては、起工式等をして工事が始まったということでございます。それで蕨平牧野の造成工事ということで始まりましたが、先日も全協のほうでご説明しておりますけれども岩盤等が出てきまして、今年の11月に稼働予定がどうしても間に合わなくなるということでの延期のご説明を国からさせていただいてきたところでございます。今年度においてはそのように敷地の造成と建設工事が始まってきているということでございます。あとその減容化施設の設置に当たっての説明会については、25年度において国との協議をやってくる中で、もちろん地元のご理解の中で進めてきているところでございます。あとその周辺の行政区につきましても、小宮、長泥を含めての住民説明会も多分25年の１月、定かでありませんがきちんと実施をしているということでございます。あとは今後の予定でありますが、先日もお話ありましたように来年１月から１基でありますけれども稼働する予定で、あともう１基については３月ころという形の予定になっているところでございます。あと小宮のほうにつきましては、昨年の８月から稼働しておりまして、３月までは530トンほど家の中にある家庭内のごみの焼却処理をしているということでございます。あとはその稼働によってのいろんな検査の数値につきましては、全て基準値以内という報告がございます。小宮につきましては稼働しているということもありまして、今年の６月号の広報にて村民の方々にその稼働状況についてはお知らせをしているという内容でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　25年に周辺地区説明終わっているという。協議会設置されて26年中協議会はやらない、運び込むための、今後のための交通網の安全対策も26年は何らなかったではないでしょう。

除染推進課長（中川喜昭君）　先ほどのおただしで抜けてしまいましたので、再度お答えさせていただきます。まず協議会でありますが、蕨平の減容化施設の建設から稼働に当たって国、県、あと村、あとはその地元自治体、あとは議会等々の委員構成で協議会を持っているところでございます。それで大変申しわけございません、今年の７月で３回実施しているかなというふうに思っております。内容的には、工事の１回目はどのような施設になるかというような説明をいただきながら、２回目は稼働までの計画、あと今年７月についても現状の部分の説明があったということであります。その中におきましても先ほどおただしありましたように、道路の関係の説明もあったということで、それは別途国と、あとは業者のＪＶと、あと村のほうと協議をしながら主に小宮・蕨平線の改良の部分、これについては減容化施設を設置する際に地元要望もありましたので、村長等もそれらの要望を応える中で環境省と詰めてその計画に対する確約といいますか改修の話までしてきたということで、26年度についてのその詳細の打ち合わせをしてきたところでございます。具体的に今年になってからでありますが、Ｕ字溝等のふたかけ等で拡幅を図るとか、あとは今測量が終わったということで地権者との交渉も入るということでありますが、見通しの悪いところののり面を削るとか、あとは蕨平に行く途中難所と言われておりますマキバの入り口の峠の部分ですね、あれも法線を変えて盤を下げるというような計画も設計で上がってきているということであります。なお、民地の部分については村と一緒に国、あとＪＶのほうと歩くところでありますが、あとの部分は林野庁、国有林になっておりますのでそれは別途国のほうが林野庁と協議をしているという状況でございます。林野庁のほうが話が決まればある程度計画を進めるという内容になっているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　確認ですけれども、今課長が言ったことは26年中は協議会２回やられて、あと交通網についてはその後要望に従って幾らか出てきたというふうに理解していていいんですか。

除染推進課長（中川喜昭君）　協議会については再度確認してください。うろ覚えの部分もありますので、再度確認してあと報告させていただければと思います。あと道路改修につきましては、さきに地元が設置に当たっての要望を挙げているという部分がありましたので、地元の区長さん副区長さん、あと牧野組合長さんを初め要望があったということで、村もそれを受けて国と交渉をしてある程度確約を得てきているということでありまして、事務レベルで具体的に26年度はどの辺を改良するという話をしてきたところであります。あとは地元のほうにもその内容を教えながらこういう内容で改修しますという話をしてきたのが26年で、今測量設計をやっているという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　25年かな、介護士養成講座的なもの25年か26年かやったかななんて思っていますけれども、このかかわりで特老でのその方々の雇用とか、あと特老でのこの状況を伺いたいと思います。

健康福祉課長（高橋正文君）　介護職員養成講座２級ヘルパーの養成講座のご質問かと思いますが、26年度につきましては受講者がおりませんでした。この１名支出しておりますが、この方は25年度に資格を取得されてその部分の後日の申請ということで１件支出している決算となっております。特老の職員ヘルパーにつきましては、現在震災時140数名いた職員が62名ほどになっているということで、依然として介護職員は不足しているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　全国に呼びかけて介護職員ということにしている話聞いていますけれども、受講者ゼロというのも何か問題、そういう要求がないというだけの話でしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　介護職員、佐藤委員おっしゃるとおり全国的に不足している状況でございます。各種養成の学校等も入校生が不足しているという状況も聞いてございます。村としては26年度から一人15万円ほぼ全額助成するということでやっておりましたが、応募はなかったという。ただ、もう少し広報のほうもできると考えておりますので、今年度につきましては受講者がいるような努力をしてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　何といっても働く人いない限り入所者はふえない、ふやせないという現状の中で、全国的な流れもありますから何とも言えないんですけれども。特老そのものの、経営そのものもだんだん大変になるのかなという。避難解除がされればそちらの営業の補償もなくなるでしょうから、そういう流れになったときの、先のこと心配することないといえばそうでしょうけれども。大変、例えば１年、営業ですから早いところは今年の３月からもう切られている営業もありますから、特別養護老人ホームの補償はいつ切るなんていう話はまだ出ていませんけれども、必ずしも避難解除時期と合わさってくるというのは加害者のやり方を見ていればそのとおりかなというふうに見ていますけれども。そういう部分からして経営そのものもどうなのかという心配しているんですけれども、その辺は基金やらいろいろで大丈夫というふうになるでしょうか。

村長（菅野典雄君）　理事長としてお話をさせていただきます。ご心配のように非常に厳しい状況であります。まず働く方が、働いていただける方がいないということで、先ほど担当課長から説明がありましたように、講習をやってもなかなか集まらない、募集してもなかなか集まらない、こういうことであります。ただ幸いに、村民は手を挙げませんけれども北海道から九州まで来て仮設に入って一生懸命頑張っていただいている方もいるということであります。今後の経営考えますと、どうしてもやはり介護人が必要になってきて入居者をできるだけやっぱり入っていただくということが大切だということになります。なぜその皆さん方が手を挙げてくれないかということでありますけれども、やっぱり避難していますといろいろな条件が出てきます。したがって、できるだけ早くやはり避難解除をしていけば、多分解除の中でじゃあ私も働こうかという方、あるいは講習を受けようかという方が出てくるんだろうと、このように思っておりますのでできるだけ早く環境を整えて解除にむけてやっていくことがとりあえず大きな課題ではないかと、このように思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　解除と補償の切れる関係では、理事長心配ないですか。

村長（菅野典雄君）　当然解除になれば、すぐになるのかどうなるのかはわかりませんが、少

なくとも経営がしっかりとした経営できるためにはある程度のその入居者が必要でありますけれども、入居がないということでありますから、それに対するこちらとしての何ていいますか賠償なり何なりはやっぱり求めていく、どこまで求めていけるかはまた別でありますけれども、しっかりやっぱりやっていくためにはそういうことが必要だろうとこのように思っております。

委員（佐藤八郎君）　予算委員会だか一般質問だかわかりませんけれども、住民の意向調査を議員によっては何回も対面なり何なりでやるべきだべってずっと何年も言っていますけれども、特に最近はそういうふうになろうかと思いますけれども、この26年にあって住民の意向調査、その中での加害者の国に対しての特に村として26年度に要求したこと。ちょっとまとめてお伺いしておきます。

総務課長（中井田　榮君）　要求要望につきましては、順次ホームページに上げておりますけれども、もし資料がご必要であればまとめて提出をしたいというふうに思います。

委員（佐藤八郎君）　26年度に上げた村民の意向調査を受けて国に上げたものです。それを聞いているんです。

総務課長（中井田　榮君）　その後、アンケート調査後、国に出した内容について精査をして資料等出せればというふうに思います。

委員（佐藤八郎君）　先ほど何人かから委員からもあったんですけれども、安心安全な飲料水確保。井戸、水道管理、安全、器具の云々、総合して安心して飲料水取れる状態まで26年度はどのぐらい進捗したというふうに捉えていますか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　26年度の部分でセシウム除去給水器が855世帯分買ったということでございまして、今年１月から配付開始しております。大分好評でございまして、皆さん安全・安心というふうな部分で宣伝したところ、大分取りに来て着用しているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　26年度ですから井戸とか水道加入とか連続してやっているんでしょうけれども、成果はどういう状況ですか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　井戸の掘削でございますが、これは27年度からスタートしておりまして、こちらのほうは実績はまだございません。同じく簡易水道への接続についてもまだ検討段階でございまして、こちらのほうもまだ27年度の実績はございません。以上でございます。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　先ほどの菅野委員からのご質問でありました、実証試験の中での稲わらの線量の状況ということでございまして、国のほうの報告書の中にありましたのでご報告を申し上げます。まず草野地区でありますが、河川から水を引いて米を作付した田面での状況ですが、玄米で1.1ベクレルパーキロメートル、わらで8.9ベクレルパーキログラム。それからもう１枚は、ため池の水を使用して作付した田面での結果でありますが、玄米で1.6ベクレルパーキログラム、わらで12.9ベクレルパーキログラム。それから小宮地区でございますが、玄米で1.6ベクレルパーキログラム、わらで16.6ベクレルパーキログラムでございます。ちなみにこの数字でございますけれども、県では今農協さんなどで米の

全袋検査をやっておるわけでございますが、この基準値は25ベクレルパーキログラムが基準値となってございまして、今回の調査ではこの基準値25ベクレルパーキログラムを大きく下回った状況になったということでございます。以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君）　先ほど佐藤八郎委員からありました、蕨平減容化施設での協議会の開催の関係でございますが、１回目が26年５月に開催しておりまして、２回目が26年10月、３回目が今年になりまして27年７月ということでございます。１回目の26年５月については、委嘱状交付とか概要説明等を行っております。あと２回目については、進捗と今後の計画等の話。あと３回目今年の７月については、現在までの状況と今後の進め方ということの話でございます。なお、先日国のほうから来て火入れ式関係の話もございましたが、今後11月の下旬ころに火入れの準備という形になる予定でございます。以上であります。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩をいたします。再開は14時45分といたします。

（午後２時３０分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開をいたします。

（午後２時４５分）

委員長（飯樋善二郎君）　休憩前に引き続き質問をいただきます。

委員（佐藤長平君）　第１点は、東芝さんに依頼をしていた「までいな森林再生整備調査」いわゆる木質バイオマスの緊急整備事業でありますが、何か国の報告一覧表の中ではこの報告書が出ていないという話があったんでありますが、事実でございますか。

総務課長（中井田　榮君）　全協のときにもお話出て確認をいたしましたけれども、実はメガソーラーを進めるに当たり27年度再生可能エネルギー発電等導入促進復興支援補助、俗に言う半農半エネの部分であります。あとさらに26年度の再生可能エネルギー発電等のその支援補助金でありますけれども、いずれも確認しましたけれども書類は出ているという。26年度でありますけれども、実は深谷地区の復興拠点エリア太陽光発電事業でありまして、事業は実施設計分であります。補助金の交付決定額は166万6,666円でありまして、既に26年度完了であります。完了につきましては、実はこれ経済産業省、国からの事業でありまして委託先であるＰＨＰ研究所がその事務取扱をやっておりまして、完了に当たっては弁護士等が立ち会った中でその報告書の実績の確認を行うというようなことで、既に完了をしているという。あともう一つの今ほどの27年度の部分につきましては、本体工事でありますけれども工期は27年度末というようなことで、現在本体工事が始まっているところでありまして、その中身は部品代、さらには工事代というようなことで申請、あとさらには交付決定までいただいているという。その金額の内容は、補助事業に要する経費が全体で５億8,721万4,360円で、補助金の額が１億7,720万2,332円というようなことでございます。この合わせた先ほどの金額、両方合わせた額が全員協議会でもご報告しましたように半農半エネ補助金の全体の１億1,900万、20年ででありますけれどもその額となるというふうなことで、一応国のほうの了解を得ているといった内容でございます。

委員（佐藤長平君）　飯舘村を舞台にするというか、今回森林組合が理事会で決定したんですけれども、計算書の、エネ庁の実証事業の中でいわゆる飯舘村の我々林業関係の場所を提供するという段取りの中から調べたところ、飯舘村には既に補助金が出ているという。それで出ているのはいいんだけれども、その報告書がまだ提出されていない。それが提出されないと今度もしこの実証事業が認可された場合、その後の補助事業としては飯舘村にはこの場所ではできないという制約が、前の補助金との関係で出ているということで確認していただきたいという話なんですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田　榮君）　そういうことがあったので、村が関係しているこの２本については確認をした結果、きちっと26年度事業については完了していますし、あと27年度事業については27年度末までというふうなことで工期をいただいて今工事をしていますので、問題なくやっているという。あとそのほか、村以外の部分についてはちょっとわからないんですけれども、関係しているところは確認をして大丈夫だというふうなことであります。

委員（佐藤長平君）　もう一度確認します。そうすると、東芝はきちんと26年度分については報告書を提出してあるという、それで契約済みでそれも検討というか精査したんでしょうか。

総務課長（中井田　榮君）　確認をして既に完了届は終わっておりますので、間違いありません。

委員（佐藤長平君）　２点目続いて、教育委員会。26年度の教育委員会のバスの車庫長、委託運転手、バス助手、そのほか臨時雇用の人たちの雇用条件どのようになっているのか、この際伺っておきます。

教育課長（村山宏行君）　スクールバス雇用の雇用条件ということでお答えいたします。まずバスの車庫長ですが、車庫長については雇用保険、それから加給金とそういったものもございません。それからスクールバスの運転手につきましては、村の委託雇用ですのでこれは年棒という形で委託の契約に基づいて支払っております。それから、バスの助手についてでありますが、26年度につきましては一部の方を除いて雇用保険、それから社保ということで入っておりませんでした。27年度からは８名全員入っているというような状況でございます。

委員（佐藤長平君）　そのほか臨時雇用は。

教育課長（村山宏行君）　失礼いたしました。給食センター、それから村のほうですと学校の用務員、それから学童保育、預かり保育ということでいるわけですけれども、雇用条件でまず給食センターについては８時間勤務ということで雇用保険、それから一時金とそういったことも全て出ております。続いて学童保育につきましては、１日の労働時間６時間ということがございます。ただし６時間でありますが雇用保険等については全て出るということであります。同様に学校の用務員についても同様の８時間勤務、正確には済みません、７時間45分勤務で雇用保険、それから一時金等全て出ているという状況でございます。

委員（佐藤長平君）　このバス助手賃金というのは、いつから掛けていなかったんですか。

教育課長（村山宏行君）　バスの助手につきましては、避難前、冬期間のみということでお願いをしておりまして、震災以前もそういった分は入っておりませんでした。震災以降もこ

れに準じてということでなっていたところでございます。

委員（佐藤長平君）　この一人に掛けていた社会保険ですというのはどこから出しているのかな。

教育課長（村山宏行君）　この賃金の中から掛け金等は出ておりました。また、その１名については学童保育のほうからこちらの人事の異動の関係で移っていただいた方でしたので、賃金についてはスクールバスの経費の中から出ております。

委員（佐藤長平君）　27年度からの社会保険料も賃金のほうから出すんですか。

教育課長（村山宏行君）　27年度からの分についても、このスクールバス事業の中の賃金から出ております。

委員（佐藤長平君）　以前は５時間だということで話がございました。ではいつから年雇用の時間働いてもらう条件にしたのかお答え願います。

教育課長（村山宏行君）　震災以前は冬期間だけということで半年の雇用でということだったのでそういった部分がなかったというふうに確認をしております。震災以降はどうしてもスクールバスの時間が長くなる、なおかつ避難先が遠いということもございまして安全確保のためにということでスクールバスの雇用が通年になったということであります。

委員（佐藤長平君）　通年雇用は23年４月からでしょうか。

教育課長（村山宏行君）　おっしゃるとおりでございます。

委員（佐藤長平君）　そうすると、この間労働基準法に触れる行為があったということになりますが、その間これ誰も気がつかなかったのでしょうか。

教育課長（村山宏行君）　辞令上日々雇用ということでありまして、そこで落ちていたということでございます。

委員（佐藤長平君）　この間その一時金も支給されていないとなれば、不利益が遡及されるという考え方ありますか。

教育課長（村山宏行君）　一時金の部分につきましては、これは任用者の裁量という形になりますので、遡及までは考えてございません。

委員（佐藤長平君）　雇っているほうで気がつかなかったんだから、遡及させるべきだと私は思うんですけれども見解はどうでしょうか。

副村長（門馬伸市君）　震災前と震災後のそのスクールバスの助手の賃金といいますか雇用形態が違っておりましたが、震災後は同じく８時間の労働ということを確認をいたしまして、それで今回平成27年度分についてはさかのぼって出すべきじゃないのという村の方針を決めて、今回９月の補正に予算措置をいたしました。今の遡及の件でありますが、同じ条件の方々が通年雇用になりますと緊急雇用の職員も含めて50日だったのかな、それを今までは出しておりました。その経過としては本来は同じ条件であればそういう理屈も成り立つわけでありますけれども、その辺今回確認して今年についてはさかのぼってということでありますが、以前についてはそれは何だと言われればそのとおりかもしれませんが、今回は27年度については明らかになった時点でさかのぼって27年度分は、６月の分も入るわけです、６月と12月、合わせて50日分のスクールバスの助手については支出をするという、こんな方針を村のほうで出しました。したがって、その以前の震災後の部分については、

本来であれば同じ条件ということになればそういう考えも成り立つわけでありますけれども、その辺は庁内の中では今年だけにさかのぼって処理をするという方針を出しましたので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤長平君）　そもそも法律に触れたということがわからないで、もうこれ発覚した事件であります。ましてや年金等々もう３年、４年、国民年金と社会保険ではもう雲泥の差があるわけなんでありますから、そちらのほうまで本来ならば救うべきなんでしょうが、それは終わっちゃったというふうになりますけれども、一時金についてはやっぱり私は遡及させるべきだなというふうに、これは法に触れた人がやっぱりする義務ではないかなというふうに思うんでありますがいかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君）　今の村の方針としては、今私がお答えしたとおりで一応今回補正も取ってということでありますが、なおこの遡及の件についてはいろいろ問題もあるかもしれませんが、何ていうのかな、その支給されていない方からすれば同じ臨時職員で、しかも同じ勤務体系で出してもらえないのはということは十分私らもわかっておりますが、今までの例もそういうわかった時点で、その年度内はさかのぼって遡及をしてきたということもあります。今回もわかった時点でというと12月からかという話もありましたが、そうではないでしょうと。やはりわかった時点の年度から６月分と12月分ですね、12月だけではなくて６月も当然さかのぼって支給するべきじゃないのという話し合いの中で、27年度はまったくのよその臨時職員と同じ取り扱いにさかのぼって支給をするという。以前についてはそんな事情もありますので、今までの経過もありますので、ぜひご理解いただければと思いますが。

委員（佐藤長平君）　法制度上それで済まされるんですか。

副村長（門馬伸市君）　普通の賃金というのは、格付が決まっていてその格付で雇用をするわけであります。今回のその緊急雇用の職員、被災震災後に雇った職員もそのボーナスの支給については同じ通年雇用の職員と同じ取り扱いをしてきたんです。ですから、普通通年雇用と日々雇用の職員というのは性質が違います。性質が違うというのは、通年雇用というのは正職員が働く場所で正職員がたまたまいろんな事情で定数が上乗せできないとか、いろんな事情で定数職員を抱えられない部分、しかし年間を通じて継続的にそのときだけではなくて、正職員と同じような勤務体系で仕事をしていただくというのが通年雇用です。例えば、教育委員会で言えば給食センターの調理員、学校の用務員、それから幼稚園の臨時職員です。先生と同じような立場で勤務している方、あと学童保育とかなんかっていうとこれは勤務時間が限定されますのでそういうのは日々雇用職員ということで、あれは臨時的に忙しいので今年だけ頼むとかそういうのは日々雇用職員ということでボーナスも分けて今までは支給をしてきました。日々雇用の場合は20日、通年雇用の場合は50日、こういうことでありますが、今回通年雇用といいますか緊急雇用の職員まで全て50日のボーナスを支給してきたと、こういうことからすれば同じスクールバスの助手が同じ雇い方の中で支給されてこなかったということになれば、支給されなかった方にとってみれば何で私らだけという気持ちは全くそのとおりだと思います。同じ条件だからさかのぼって支給しろと、こういうのもわからないわけではありません。なお、私今さかのぼるのは27年度６

月までさかのぼって今年の分は支給するという話をして予算措置もしましたが、今後の今のほうのさかのぼらないでなぜなんだと、あれは訴訟とかそういう不利益の申し立てとかそういうのをされますれば当然同じ条件で雇っているのになぜたということになりますから、それは何ていうんですか村としては支給しないことについての瑕疵というのは出てくるかもしれませんが、どうしてもご理解いただけないということであればそういう法的な措置というのもあるのかもしれませんが、何とかこの辺のところで穏便に、私らがわかった時点で今年からの社保も入れるように、雇用保険も入れるようにして、さらにボーナスも同じく支給するように今回補正で取りましたので、これがまたみんなと同じくさかのぼってということになりますと、今回だけでなくて過去もどこまでさかのぼるのかというのもありますので、その辺は本人がご理解いただけないというふうになれば、これはまた問題もあるかもしれませんが事情を説明をして、そのスクールバスの助手の皆さんに説明をしてご理解いただく努力はしなくちゃならないなと、こんなふうに思っております。

委員（佐藤長平君）　ご理解の話になると、もう一つはその年金です。この不利益はどうするんですか。

副村長（門馬伸市君）　そこまでいけば同じ取り扱いという今のスクールバスの助手外の方は雇用保険、社会保険も入っていた、しかしスクールバスの助手は入っていなかった。そのわかった時点で今回見直しをした、それが何ていうんですか、同じ取り扱いをしないとだめじゃないのというのはわからないわけではないんですが、わかった時点で見直しをしたということなものですから、それがご理解いただけないとすれば、何ていうんですか、一番いいのはさかのぼれるところまでわかった時点でさかのぼるというのがいいんだと思いますが、今までの例もそこまで、どこまでさかのぼるかというとわかった時点で修正かけてきたというのが今までの例ですので、どうしても納得できないとすればまた検討はさせていただくしかないのかなというふうに思います。

委員（佐藤長平君）　納得してもらうように努力していただきたいものです。

さて、教育長に伺うものであります。私午前中、あなたの答弁した全部一応見ました。大分うそはったりついた事実が大体出てきているんですが、これどうするんでしょうか。まず、25年の８月には教育委員会に要望書を出したんですか。一人の校長でいいという要望書を出したんでしょうか。片一方もらっているって言っているんだけれども。

教育長（八巻義徳君）　26年度、昨年の８月ということですか。25年の８月。一昨年。要望書という形での要望書というのは出しておりません。８月に要望書を出したというようなことで今質問されましたけれども、25年の８月に要望書は出ておりません。

委員（佐藤長平君）　教育事務所長はもらってそこから段取りしたって言っているんだよ。あなた25年からでしょう、教育長になったのは。裏とれているんだよ、これ。あなた出さないんでないんだべ、忘れたんだべ。もらったほうは忘れていないんだよ、これ。あなたが議会から受けた罰、ここから始まっているんですよ。出していない、出していない、やっていない、やっていないって言うけれども、裏をとれば全部出ているんだよ、これ。何で出していないなんて言うの。出ていることにかんがみて、12月にヒアリングをして、そして決めましたって言っているんだよ、議会に。私にじゃないよ。今まとめられている中間

報告書に今入っていますよ。あなたは知らない、知らないってばっかり言っているけれども、調べれば調べるほどあなたは忘れたか、うそをこいたか、どっちかなんですよ。どうなんですか。

教育長（八巻義德君）　重ねて申し上げます。そうした文書を出したことは25年の８月ありませんと再度申し上げます。

委員（佐藤長平君）　忘れたんでないのか。教育事務所ではもらったって言っているんだぞ。あなたは教育事務所を否定するのかい。

教育長（八巻義德君）　それであれば、私は出しておりませんので教育事務所でそうしたお話をされるのであれば、どれですかというようなことに質問するきりないのかなというふうに思っています。

委員（佐藤長平君）　じゃあ、あなたも調べてみなさいよ。一連の中であなたがどういう行動をとったか、教育事務所と調整して出しなさいよ、だったら。そこまで言うんだったら。出しもしない、調べもしないで、知りません、出していません、通用しないよ、これ。報告出してもらいたい。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休議いたします。

（午後３時１６分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開をいたします。

（午後４時４０分）

委員長（飯樋善二郎君）　質問を終わらせていただきます。

明日は午後１時10分からの会議となります。

以上で本日は終了させていただきます。

（午後４時４０分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２７年９月１５日

決算審査特別委員会委員長　飯福義二郎

平成２７年９月１６日

# 平成２６年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第３号）

平成２７年９月１６日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午後１時１０分より開催された。

◎出席委員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 飯樋善二郎君 | | |
| 副委員長 | 菅野新一君 | | |
| 委員 | 髙野孝一君 | 渡邊計君 | 北原経君 |
| | 松下義喜君 | 佐藤八郎君 | 佐藤長平君 |

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 菅野典雄 | 副村長 | 門馬伸市 |
| 総務課長 | 中井田榮 | 住民課長 | 藤井一彦 |
| 復興対策課長 | 愛澤伸一 | 除染推進課長 | 中川喜昭 |
| 生活支援対策課長 | 細川亨 | 会計管理者 | 佃野正行 |
| 健康福祉課長 | 高橋正文 | 教育長 | 八巻義徳 |
| 教育課長 | 村山宏行 | 代表監査委員 | 佐藤榮一 |
| 農業委員会長 | 菅野宗男 | 農業委員会事務局長 | 佃野正行 |
| 選挙管理委員会書記長 | 中井田榮 | | |

◎職務のため出席したものの職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 齊藤修一 | 書記 | 北原美樹 |
| 書記 | 斎藤博史 | | |

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　大変お疲れさまです。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

（午後１時１０分）

委員長（飯樋善二郎君）　委員から質問をいただきます。

委員（佐藤長平君）　昨日の質問を改めてするものであります。

教育長は25年８月に要望書を提出したということで、我々この問題にかかわる特別委員会の調査では相双教育事務所長から聞いた話によるとそういうものが出てきたということでありますが、あなたが今まで答弁してきたこととは違うのではないか。お答え願います。

教育長（八巻義德君）　お答えします。昨日、委員から平成25年８月、おととしでありますが校長１人にというふうな文書を出したのに出していないと、うそをついているというふうなお話をいただきました。委員からうそをついている確認しろというふうなお話をいただきまして、ご本人にお聞きしました。その結果、私申し上げたとおり８月の要請文書はなかったということを確認しました。そのとき本人と話しまして、私の推測でありますが、市町村教育長と教育事務所は次年度に向けた学校への課題を話す機会があります。それはどこの教育長も同じかと思いますが、課題を書いたもので協議します、例年10月ころ、25年もそのころ、ご本人はそのときの書類と勘違いしたのかなというふうなお話でありました。以上でございます。

委員（佐藤長平君）　今年３月の予算委員会で私13回にわたってかな、14回、15回、あなたが処分を受けた後、どの時期に教育事務所のほうへ、また27年度の校長の配置について１人でいいというお願いをされた、内申を受けたという相双教育事務所長の話でありますが、あなたは一貫して否定してきたわけでありますが、この点についてお答え願います。

教育長（八巻義德君）　多分、校長を３人体制にした経緯をお聞きになっているのかなというふうに思います。平成25年度7月、私現職に着任しております。その後、一定期間多くの組織から校長３人体制を１人にすべきとの声があり、子供たちの授業、それから校外活動、さらには特別支援教育などの課題を解決するために、平成26年４月より３校の校長兼務とし１人体制としました。その校長が３つの小学校の教職員を監督できるようになりました。それが現在の体制であります。当然、その前の年に人事なり、それから学校への課題はお話していることであります。ただ、本件は教職員の人事が絡みます。そして政治とは分離すべき教育の質そのものの問題もあります。さらに、最終的な判断は県教育委員会で決めます。そうした事情で議会に十分に説明ができませんでした。それに関しては今委員がお話したように十分に説明がなかったと、不足していたということについてはおわび申し上げたところであります。また、本件に関して26年の予算審査特別委員会、それから第７回の定例会、さらに27年１月の全員協議会、第２回定例会予算審査特別委員会、第５回定例会にてご理解を求めてまいったところであります。ただ、こうしたことが議会のたびに佐藤長平委員よりご質問をいただくということに対しては、私の説明の拙さなのかなという

ふうに何度かおわび申し上げているところであります。これが経緯でありますし、何とぞ避難時の子供たちの教育の質を向上するためにということでご理解賜りたいということで、重ねて今までお話してきたところでございます。以上でございます。

委員（佐藤長平君）　26年の春の予算委員会後の本会議で、あなたの問責決議案が可決されました。内容は、小学校３校長を１人にしたこの責任であります。よってあなたはその問責決議の内容と、あるいは村長が教育事務所の佐川所長と会って話をしてきたという全員協議会の話があって、当然あなたは26年の遅くとも秋までにはそのことを教育事務所のほうに伝えなければならない義務があったはずであります。そのところをどういうふうな働きかけをしたんですかという内容で15回の質問をして、あなたはそれに一切答えていません。今日答えていただけますかな。

教育長（八巻義德君）　先ほど申し上げたところと一部重なるところもあるのかなというふうにおります。問責決議に関しては、これはメディア等でも報道されておりますし、またそれに対しての是非に関しては私もメール等でいろいろとお話を聞いておりますし、また教育事務所と問責決議のことを、または議会のそうした意向についてはお話しております。ただ、いつどこでというようなことになると定かでありませんので、ただ申し上げたように問責決議のときにも申し上げたと思います。教職員の人事も絡みますという、そして政治と分離すべき教育の質そのものでもありますという、そして最終的には任用権の持つ福島県教育委員会が決定するものであります。そうした事情で議会に前もって十分に説明ができませんでしたということを、問責決議のときにお話申し上げたんじゃないかなというように記憶しております。以上です。

委員（佐藤長平君）　正確な答えになっていないな。教育事務所長は、あなたから26年度も要請を受けて、内申って言うんだそうですな、内申を受けて27年度の人事についても１人にしたと。あくまで教育委員会の意向に沿って人事をしたという話が出ています。いつしたんですか。

教育長（八巻義德君）　いつかと言われますと、先ほど申し上げましたように例年人事の課題についてお話するのは10月ころからであります。そのときに当然私の立場、教育委員会の事務局の責任でありますので教育委員会、それからあと昨年であれば学校運営協議会で、できておりますので、そのときに教育関係者並びに保護者等からお話を聞きながら、今の小学校の３人から１人体制になった教育の成果なり、それからあとこれから解決しなきゃならないところを聞きながら判断していくというのが私の仕事かと思っております。したがって教育委員会なり、それからあと学校運営協議会なりはこの件については話題となっておりますし、それから教育行政評価委員会あたりでも話題としております。以上です。

委員（佐藤長平君）　あなたはその問責決議を受ける前に、このときの３月17日村長がこの問題が発覚して、佐川所長と会っているんですよね。その後の全員協議会でその中身について話し合われたのです。そのときのあなたの答弁は、全くもって未熟であった。こう言っています。それで、その後村長の減給処分があなたと一緒に同じく20％、３人を１人にしてしまった責任を感じて二人が出してきたんでしょう。あなた方二人はそれを認めたわけだ。教育長、村長の給与を減額する20％減額案認めて出してきたんでしょう、全員協議会

に。全員協議会では村長は20%でいいけれども、教育長の責任は大きいということで問責決議になったんです。その経過からすると、県の人事もＰＴＡも全く関係ないところでこの責任については話し合われたはずなんです。あなたの責任と任務は、その後県の教育委員会との話の機会があれば、本来ならばもう少し前にきちっと責任を認めた以上はその任務を遂行するのがこれは普通であります。何で後の人事さ絡めるんですか。違うでしょう。あの経過からして、あなたはすぐにでも次年度の対応策をしなければならない任務があったはずなんです。その任務をいつやったんですかって私は15回にわたって聞いているんです。あなたは答えていません。今もまだ答えていません。あなたにはその任務があったんですよ、責任を負う以上は。あなたはいつ３人に復職を願うという、そのことを県の教育委員会には要望しなければならない立場だったんですよ。それをいつしたんですかって言っているの。やらなかったらやんねえ、やんねえかったって言わないからだめだべさ、答弁ちゃ。15回答弁いただいておりません。今これ３回目です。答弁してくださいよ。

教育長（八巻義德君）　お答えします。１つは、村長の動きと私の関係がご指摘されたのかなというふうに思います。私と村長が教育問題でいつもいつも同じことを考えたり、それから同じ行動をとったりということにはならないだろうというふうに思います。そこが私のどうも教育委員会の大切なところなんだろうというふうに思っております。ですから、村長の動き全体を必ずしも承知しているわけではないというのが第１点であります。

それからあと、私の問責決議をいただいて、そしてそれに対して先ほど申し上げました、なぜ事前にお話できなかったかということを。そうしたことで事前にお話できなかったことに対して私は問責を受けたというふうに把握しております。いずれにしろ、私はそうした問責決議があったことは当然先ほど申し上げましたように、いつ、誰に、どこでというようなことははっきり覚えておりませんがメディア等も、私が話したときにはメディア等も通じて知っていたことは確かでありますし、ただ私の仕事として本当にその今でもそうですが、今の３つの小学校それぞれの努力、学校運営を見たときに本当にそれでいいんですかというふうなことがあることも確かであります。

委員（佐藤長平君）　委員長、答弁が違う。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休議をいたします。

（午後１時３０分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開いたします。

（午後１時４７分）

教育長（八巻義德君）　今お話あったように、３人をお一人に戻してくださいというようなことはできなかったわけじゃありません。していないです。ただそれは先ほど申し上げた理由であります。長くなるから申し上げませんが。教育の質を確保するため、していませんということです。

委員（佐藤長平君）　そうすると、あなたは議会から受けた問責に対して全く反省しなかったということですか。

教育長（八巻義德君）　何を反省するかってなかなか自分にすとんと落ちていませんが、１つには話していなかったということは事実であります。ただ、議会から何々しなさいと言われて教育長がそのまま全て同じく動かなければならないという認識ないことも確かであります。

委員長（飯樋善二郎君）　佐藤委員、今繰り返しになっていますから１回休議。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休議をいたします。

（午後１時４８分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開いたします。

（午後１時５９分）

委員（佐藤長平君）　26年春の予算委員会で、３人の校長から１人にするということが判明いたしました。少なくとも村長は次の日所長に会いに行って、それなりの話をつけてきたんであります。先ほどから村長と教育長の考え方が違ってもいいなんていうへっちゃくれ言ったけれども。あなたは問責を受けたその責任において、村長同様すぐにでも教育事務所長とこの件について要望活動をしなければならなかったんですよ。それがあなたの任務でしょう。なぜやらなかったんですか。

教育長（八巻義德君）　いずれにせよ問責決議を受けて、そして説明が十分でなかったということを、至らなかったということをお詫び申し上げた経緯にあります。そして、その後私も教育関係の仕事を一定期間やっておりますので、一旦辞令が出た後の難しさというのは十分に感じております。そしてその後に年度ごとに10月以降、今年の場合これからですけれどもいろんな教育事務所との課題を打ち合わせる期間があるということは知っておりましたので、そのときにお話しようかなというふうに思っておりました。ただそれが遅かったと言われれば、その点は遅かったというご指摘については真摯に受けとめたいというふうに思います。

委員（佐藤長平君）　そうするとなんだ、その遅かれ内申を出した。その内容はまだ１人の校長にするということで話したんですか。

教育長（八巻義德君）　当然、私は今の体制になったのが昨年ですので、その後の子供たちの学びとかそれから先生方の動きとかというのは見ておりますので、このまま継続するのがいいというふうに思ったことは確かであります。そうした部分で議会との見解が違うということについては、大変残念だなというふうには思いますけれども、そういうふうに思っておりました。

委員（佐藤長平君）　そうするとあなたは問責決議を受けたということに対して、何の反省もなかったということですか。

教育長（八巻義德君）　問責決議については、議会に事前に十分に説明しなかったということの問責だと思っております。したがって、今年も佐藤長平委員からお話が出たように人事のことは私は事前にお話することはできませんということを申し上げたとおりで、そのものは変わらないんですが、いずれにしろ私どもその問責の後に教育委員会なり、それから

学校運営協議会の中でいろいろ議論をさせていただいて今に至っているということでございます。

委員（佐藤長平君）　そうするとあなたは問責に対しては25年度の独断でやったことに対しての問責であって、３人から１人にしたという反省は全くしていなかったということですか。

教育長（八巻義德君）　重ねて恐縮でございます。事前に議会のほうに十分に説明できなかったということに対しては至らなかったということについてはおわびを申し上げたところでありますし、それからその後の教育活動、小学校の取り組みを見ていればやはり今の体制がいいんだろうというふうに思っていることも確かでございます。

委員（佐藤長平君）　あなたは問責決議を受けても議会に対する情報公開が足りなかった面についての反省だけで、我々議会や村長が県教委との陳情等々で３学校、３校長存続させていただきたいという我々の労苦は一切認めない、あなたはあくまでも問責を受けても３人校長よりは１人でいいという信念のもとにずっとやってきたということですか。それでよろしいんですか。

教育長（八巻義德君）　何度か申し上げていることで恐縮なんですが、今の校長１人、３つの学校の兼務であります。そして３つの学校で学籍簿があります。それぞれに学籍しております。それぞれの校歌を歌っていろいろ式次第をこなしています。（「何回も聞いている」の声あり）そのとおりだと思います。それでそうしたことで教育委員会なり、それから教育懇談会、学校運営協議会等の（「委員長、３月予算委員会と同じ答弁繰り返しているんだけれども」の声あり）どうでしょう、続けたほうがよろしいですか。（「同じ答弁繰り返しているんだけれども」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休議をいたします。

（午後２時０６分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開いたします。

（午後３時１５分）

教育長(八巻義德君)　校長体制について３人を１人にしたことは申しわけありませんでした。また、問責後３人にする行動をしなかったことは申しわけありませんでした。以上でございます。

委員長（飯樋善二郎君）　ただいま教育長から謝罪がありました。佐藤委員、それでいいでしょうか。

委員（佐藤長平君）　議会は３月議会において特別決議をしました。学校教育法第７条には、学校には校長及び相当数の教員を配置しなければならない規定されています。同じ敷地、同じ建物内に学校があるとはいえ、校長を１人にしてほかの２校の校長を兼務させることは学校教育法第７条の趣旨に反するものです。我々はこれまでそれぞれの小学校を残す努力をしてきました。それをいとも簡単に教育委員会の１人の権力者が誰に相談することもなくしてしまった。非常に大きな責任が発生したと私は思っています。今、２つのことについて謝るという話がありました。けさ一番からそういう話で始まれば何ら問題はなかっ

たんですよ。長くなりますけれども、あなたはその教育長就任以来、北海道に子供たちを移動させる、３人の校長を説得して議会に上げてきました。これは前の教育長と教育委員会全体が話がついて終わった話であります。あなたはそういう状況の中で、３人の校長を説得して持ってきましたけれども、これ一件落着なんです。これぶり返されたから私も怒りました。あなたはどうもそこから悩んだんでありませんか。緊急時体制、あるいは複式学級が出てくるような話をして、議会だけでありませんね、行政区説明会でもぶっ放したそうであります。何も調べないで、今原発災害の後どういう状況にあるのか。あなたはそれをわかろうとはしないんです。いろんなことがあっても、みんな一緒になって子供たちのためにどうしたらいいか知恵を出し、汗をかいて、こういうときだからこそ争いをなくして、何とかこの平穏な教育環境というものをつくらなければならないというところにあなたはそれを持ち込んだんです。そして、土曜授業です。土曜授業でもあなたは拙速すぎます。議会と執行部の判断で１年おくれにしました。そういう拙速にさせられたんでは現場の先生方や父兄は困ってしまうんです。もっと平常なときであればそれは許せるかもしれません。しかしながらこの災害の中で、私はそれは許されないと思うんです。トップダウンでやったんではだめなんです、この災害対応というのは。そこから思うように先生方が動かない。あなたは叱咤激励をしましたね。激励を受けたほうはパワハラと感じました。あなたと先生方の間に信頼関係と友情があれば、それは些細なことだったかもしれません。しかしながら、何ぼ小さなことでも彼らは被害者意識を持ったんです。私のところに、このパワハラの精神的苦痛を与えた案件が４、５件寄せられました。議員さんの頭の中にとどめておいて使ってくださいということでした。もう一つ条件がつきました。もしこの中の先生方が異動をされた場合には、それは議会のほうでこのメモを使ってもいいという了解も受けました。あなたにとっては叱咤激励、第三者から見れば些細なことだったんだかもしれません。しかしそれは私のところにそういう苦情という形で出てきたんであります。あなたはこれを認めませんでした。あなたは叱咤激励だけしたと思っているから、加害者だから被害者のことはわからないんです。パワハラ、ハラスメント一般に被害者を救済する措置であります。そのところをあなたはわかならいでやったんであります。大分叱咤激励を受けて、先生方いじけたようであります。村長が行ってお話したら、とんでもない先生になっていたそうです。かわいそうに。これも土曜授業を拙速に進めるという中で起こりました。そんな中で起こったのが、今度は小学校３校長を１人にするという話であります。私らのロックが何にもならなくなったんです。あなたにはあなたの理由があるでしょう。その理由を議会に伝えようともしない。この議員体制というのをあなたは基本的には認めていないと思うんです。ですから、問責決議を出されても、議会の議決があっても、あなたはそれとは関係なく自分の権限だと思ってそれを進めてきたのが実態であります。いいですか、執行部と議会は両輪の関係なんです。くっつき過ぎてもだめだし、離れ過ぎてもだめだというバランス感覚をどうとっていくのか。バランス感覚を見ないであなた自身が独走するようなことは、これ議会は許せないんであります。これが今の議会制度であります。あなたはそのところをわかっていない。あなたのお答えの中にも、議会に呼ばれればいつでも行きますという言葉を使っています。呼ばれなければ行かないという話です。

みずからの委員会の中の諸問題で、問題となりそうなことは執行部から議会のほうに申し入れるべきなんです。仲良くやるものはやる、だめなものはだめという議論の中で一つの予算書がつくられ、執行されるという仕組みになっています。あなたは民間上がりだかわからないけれども、その辺のところのそういうところに時間と労苦と面倒臭さがあるというのをまだ理解していません。これは民主主義の話なんです。ですから、これからのその民意に当たろうとする場合には、その辺のところをきちんと認めていただいてこれを進めるということがなければ、これからも何回でもあなたと衝突するようになります。いいですか。今反省したということであります。来年度の小学校３校については、３人の校長を抱いてそして来る帰村に向かって、帰村後の飯舘村の教育をどういうふうにしていくのか、各学校のあり方はどうしていくのか、３人の校長さんが事務局となってこれを進めるというのが私はいいんだろうと思います。過去にはそういうことでやってきました。そこのところを踏まえれば、来年は議会の議決どおり３小学校３校長ということで、学校教育法第７条の規定に基づいて３人の校長を配置するということでよろしいんでしょうか。

教育長（八巻義德君）　お答え申し上げます。前段のハラスメントのことに関しては、何回も否定しておりますとおりにお答え申し上げます。それから、来年の問題ですが、議会からの要請を受けて平成28年４月それぞれの学校に校長を配慮してほしいという議会からの要請があったことを福島県教育委員会教育事務所のほうにお伝えします。

委員（佐藤長平君）　終わります。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

委員（佐藤八郎君）　まず、昨年度における住民の意向調査によって、この原発事故を起こした加害者の国に対して、特に要求されたなり方針として、施策としてやってきたことについて、総括的に伺うものであります。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休議をいたします。

（午後３時３３分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　再開いたします。

（午後３時４４分）

副村長（門馬伸市君）　村民の要望は、各班にわたって多岐にわたっておりますが、特にアンケートの結果でも除染の部分がありますので、除染については何回となく国のほうには要望をしております。徹底した除染ということであります。

それから、山の部分について大分不安を持っていると、こういうことでありますので今の除染のほうでは住宅回りと農地ですね。山までは除染の範囲に入っていない、河川も入っていないということですので、その辺のところは心配な部分なのでということで要請をしております。さらに除染が森林の場合不可能であれば、里山のその再生ですか、そういうのも国のほうに要望をしております。その他、農業の再開に向けた要請活動であるとか、何ていうんですか要請活動はその他、各般にわたって実施をしております。

委員（佐藤八郎君）　除染と営農、健康問題、賠償関係はなかったんですか。

副村長（門馬伸市君）　賠償問題も東京電力のほうに要請活動はしております。健康問題については、福島県のほうで町村会とか町村議会とか地方団体のその要望活動の項目の中に健康のほうも入っています。もちろん県の要望の中にも入っておりますので、村であえて健康に特化した要望活動というのはしておりません。

委員（佐藤八郎君）　ずっと言われているように、浪江に次ぐ飯舘は危険毒物の量の大きい地域であります。なおかつ、計画的避難区域ということで１カ月以上も被ばく続けた村民被害者であります。そういう点からして、26年度において健康に特化したものが県任せというお話はいかがと思うんでありますけれども。さらに賠償について、東電に要望されたその成果たるものは何でしょうか。

副村長（門馬伸市君）　健康の問題については、要望書を出したから出さないからではなくて、首長の被災自治体の会議もございますし、私の立場のナンバー２の会議もございます。その中で当然健康問題とか賠償問題というのはテーマに載ってきていますので、その中で当然国からも来てヒアリングもしておりますので要望はしております。賠償の東京電力の要求、要望書ですか、今私ここに手持ち持っておりませんので後で確認したいと思います。

委員（佐藤八郎君）　きのう資料いただいた分をまず先やりたいというふうに思うんですけれども。43ページの道路の維持とあとパッチングの件ですけれども、これは要因とこのやったことの今後における耐久性といいますか、その点ではどういうふうになるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　おただしの件でございますが、資料でお渡ししておりますが、道路も経年によりまして至るところやはり細かい傷みが出てまいります。これはもちろん車両の通行、あるいは天候、雨風、一番は雪なのかなというふうに思いますが、こういったことで道路経年で劣化してまいります。こういったものにつきましては、毎月１回の定期の道路パトロール、それから台風、大雨等の大きな天候の台風等があった場合にはその都度ということになりますけれども、全村の道路パトロールを行いまして、そのときに道路のふぐあいを見つければ交通の安全性の確保という観点から即座に対応しなければならないということで、手持ちの人夫賃、あとは重機を使った場合には重機の借り上げ料、あとは常温合材ということで袋に入ってすぐに穴埋めのできる合材等で補修を行っているということでございます。箇所によってはそれで比較的安定してしばらくもつというものもございますが、中にはそういう軽微な応急措置では対応できないといいますか、どんどんやはり被害が拡大していくという場所もございます。そういうところにつきましては、技術員が現場を確認いたしまして、こちらのパッチングといいますか業者のほうに、もう少し広い範囲で補修を行っていただくように業者のほうで作業をしていただくというのがパッチング業務ということで、まずは手持ちのほうで人夫賃等々で応急措置を行って、それでなかなか補修が進まない、さらに被害が拡大する可能性のある場所、こういったところについては業者に発注をかけて、もう少し本格的な復旧作業を行うという、こういう流れでございます。

委員（佐藤八郎君）　穴埋め何カ所、パッチングは３カ所と言いましたよね。このパッチングの場所と両方のこの、穴埋めはあれかな、職員で対応しているのかな、パッチングは業者というふうになるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　済みません、現場のほうで日常的に対応しておりますので、ちょっと箇所数までは把握してございません。申しわけございません。またパッチングについても、村内のエリアを３カ所に分けてそれぞれ方部別にやっているということで、こちらも１カ所、２カ所、３カ所ということじゃなくてやっているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　雪はきか何かの関係の３エリアですか。業者決まっているエリア。

復興対策課長（愛澤伸一君）　道路の点検作業とか草刈りを委託で出しているわけですが、それも村内を４つの方部に分けて発注をかけております。そこで業者さんが路線ごとに日常的な点検を行っておりますので、その範囲の中でそういうパッチングの必要な箇所が見つかれば、そちらの業者にお願いをしているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　３エリアと４方部どういうふうに入れかえ、どういうふうになっているんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　この中で、４つのエリアに分けているわけですが、そのうちの３つのエリアの中で必要な工事が出たということでございます。

委員（佐藤八郎君）　次に、ページ45の復興住宅の部分でありますけれども。今年の予算のときに、あと５月の議会で議会の動議が上がって、飯野住宅について施工不備があって村に不利益を与えたので行政執行されて、附帯決議つけてされたんですけれども、そして今建てられてという動きになっていますけれども。このこういう工事に関して、どのような改善にチェックやら、管理体制やら、マニュアルの見直しやら、どんな改善がされたというふうになっていますか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　昨年の５月に議会のほうで、この飯野町団地の変更契約の件を上げさせていただいて減額変更ということでご承認をいただいたところでございます。この経緯につきましては大変申しわけなく、私どもの管理の不行き届きということでございました。庁内でも書類の再点検、あるいは監理委託、工事監理業者への指導の徹底を踏まえて、こういった事案の再発を防止すべく鋭意取り組んでいるところでございます。

委員（佐藤八郎君）　今までの執行されている部分での指導徹底ということで26年中は問題なく来たので、指導徹底のみということになりますか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　大変委員の皆様にもご心配をおかけしたわけでございますが、おかげさまで８月末日に飯野町団地無事竣工いたしまして、その後は滞りなく運営ができているというふうに考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　建てた年とあれがあるんで、今のあれは入るべきじゃないかもしれませんけれども、その後何かほら本当は床下から風来るようなことはないんでしょう、あの建物。気候からして。

復興対策課長（愛澤伸一君）　あの建物でございますが、床下暖房システムというのをつくっておりまして、暖房の熱を床下に通して、窓際から室内にまた取り込んで建物全体を暖めるという仕組みになっておりますので、窓際のほうに空気を出す穴がございます。これは暖房、冷房を行うための必要な装置でございます。

委員（佐藤八郎君）　暖房をしたときに風が来るだけでしょう。普通には来ないんでしょう。

復興対策課長（愛澤伸一君）　ただいま申し上げましたが、エアコンを設置しまして、エアコ

ンの空気を床下に通して冬はそれを暖房に使います。あとは夏冷房で使う方もいらっしゃいますが、それで建物全体の熱を得ようというような仕組みになっております。通常そのエアコンをとめておれば風が上がってくることはないかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　放射線教育について、ページ50ページになりますけれども、この放射線教育計画書を印刷し研修会をやりというふうにありますけれども、放射線測定器なるものもあってということですけれども、具体的にどんな内容で、どんな回数で、どんな成果を上げられておられるのか伺うものであります。

教育課長（村山宏行君）　学校で行っております放射線教育の推進委員会の状況ということでのおただしですが、まず昨年ですと資料の作成、村で放射線教育の計画書というのをつくっておりまして、昨年細部のほうを見直しを行って改訂をしたということでございます。それから旅費についてでありますが、こちらについては教職員が研修のために夏休み期間中に実施しましたので、その私用車の借り上げです。その回数で支出をしてございます。中身については、２日間にわたって会場、飯舘中学校とそれからあづま脳神経外科病院のほうで行っておりまして、そちらの旅費になってございます。それから、当初講師謝金ということで講習会予定をしておったわけですが、こちらについては健康福祉課でリスクコミュニケーションということでの事業を行っておりますので、そちらでカバーされております。それから、放射線量計です。こちらについては、子供たちが持っておりますのは蓄積の放射線量計ですので、学校としてその空間線量をはかる機械２台ほど購入をして、そちらで実際の状況を子供たちに確認していただく。そういったことを取り組んだということでございます。

委員（佐藤八郎君）　この放射線教育の計画書。計画書なのか放射線に対しての資料、何この計画書って何年間ぶりの計画を立てたわけ。あと、子供が実際かかわっている方々が聞く声としては、子供どんな放射線に対しての不安やら、親からのあれもあるでしょうけれども、どんなものがあったのか伺えれば。

教育長（八巻義徳君）　放射線教育、大変新しい課題でありまして、実際に教える先生方も苦労なさっている課題であります。そして、まず１つには先生方がそれぞれの教科で、例えば社会で放射線をどう教えるか、それから理科で放射線をどう教えるか、それから総合的な学習の中で放射線をどう教えるか、さらに保健体育の保健、小学校であれば体育ですがそこでどう教えるかという。そのあたりのものをつくったのが放射線教育計画書であります。そしてその中身は、小学校６年生、中学校３年生まであるものですから、発育段階に応じて他の教科の進捗と合わせて先生方がある程度のそのゾーンで教育をできるようにしてつくったものが放射線教育計画書であります。ただ、一人ではなかなか授業が難しいものですから、複数で授業をしながら内容等を確認しながらやっているというのが実態であります。それからあと、保護者からどういう意見がというふうなことがありますが、できるだけ保護者にも見ていただけるような機会をつくってやらなきゃならないということで、そうした声かけとそれから実際に小学校低学年の場合はやはり安全に生活できるようにというのを、そうした声が多いのかなというふうに思っております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　事業にそれぞれの科目で使うとなれば、この計画書そのものをどんな人

たちで内容を詰めて計画書にしたんでしょうか。

教育長（八巻義徳君）　それぞれ発育段階に応じて学習する内容が学習指導要領で決まっておりますので、それを一番知っているのが実際現場の先生方であります。放射線についての知見というのは、学者といいますかそれぞれの専門分野での先生方かというふうに思います。そうした方々のご指導をいただきながらつくっているというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　学者は誰でしょうか。

教育課長（村山宏行君）　冊子のほうで調べますので、少々お時間ください。

委員（佐藤八郎君）　児童支援事業、53ページです。これにルールあるようでありますけれども、それぞれ実態をまずお聞かせ願います。

教育課長（村山宏行君）　ただいまの質問は、53ページの一番下の被災児童生徒等就学支援事業でよろしいですか。（「説明資料の53ページだよね、53ページの一番下」の声あり）それぞれのですね、失礼しました。53ページの小学校の部分になりますが、こちらについては給食費、これは村内に通っている生徒の給食費全額でございます。それから扶助費のほうで見ておりますのが、ここに記載しております教材費、それから学校での活動費、例えばブリティッシュヒルズに行くとか、それから校舎外で行って活動していく、そういった活動費。それから当然宿泊体験もそういった費用も入っております。それから進入学の生徒に関しましてはそちらの学用品、教科書、それからクラブ活動、ＰＴＡの会費ということで、生徒にかかわる部分については全てというふうな形になってございます。

　続きまして、55ページ。中学校についても同様でございます。中学校につきましては、先ほど小学校の部分に加えて修学旅行費、それから卒業アルバムとかそういったものも全てこちらの中でみているということでございます。幼稚園についても同様でございます。特に幼稚園の場合は、おやつとかそういったことも入ってまいります。また、村外の公立幼稚園、それから私立幼稚園に通っていらっしゃる就園の児童、村から出て行った子供たち、村の子供たちであれば全てということで就園に係る費用全てをこちらでみているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　これもう３年ぐらい私ずっとやっているんですけれども、小学校、中学校、これ一人当たり学校に飯舘が準備した学校に歩く人と、歩かない人の差がずっと生じているんですけれども、答弁によりますとどの学校に行っているかで、あとは本人が申請するかしないかで全く保護者負担で学校に出している人もいるというお話でしたけれども、この実際小中一人当たりはどのぐらいの予算となるんでしょうか。村外の学校はいいから。自分のところだけ。

教育課長（村山宏行君）　国の基準で全て上限額設けられております。また学年によってもかかる経費というものは変わってまいります。当然基準額が変わっていまして、その基準額以内で全てこちらの事業は行っております。一人当たりということになると、計算しないとかなというふうに思います。

委員（佐藤八郎君）　じゃあ後でお知らせください。

　ちょうど予算が決める２月14から16にかけて大雪が降って大変な被害に遭ったわけですけれども、これその後各議会の中で道路パトロール強化して村民の交通安全確保に努める

というようにしておりますけれども、どういうふうにこの大雪受ける前のパトロールとその後のパトロールがどのように変わったり、どのように強化されてきているのか伺っておきます。

復興対策課長（愛澤伸一君）　あらかじめ道路パトロールを行う村内の４つの土木業者があるわけですが、そちらの業者さんのほうにあらかじめ村内の路線を割り当てをいたしまして、月１回ですけれどもパトロールを定期的に行っていただくようにお願いをしております。また、何か風水害のあった際には私ども担当課が総出で全村回って被害状況の確認を当たっているということでございます。

委員（佐藤八郎君）　４業者に割り当てて月１回ということ。前から同じじゃないですか。何か強化されたの。

復興対策課長（愛澤伸一君）　回数等については同様でございます。業者に対しては、小さな支障もなるべく見落とさないようにしっかりと点検するように指導しているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　４業者同じメーターというか、何ていって予算的には各業者どのぐらいの予算をもってパトロールに当たっているのでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　村内のエリアを分けて、例年同様の地区をお願いしているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　例年と同じかどうかは聞いていないっていうの。

委員長（飯樋善二郎君）　何か変わったことはやっているのかという質問です。

委員（佐藤八郎君）　何メーターで予算何ぼやって払っているのか。そういうふうに質問したんだけれどもな。

復興対策課長（愛澤伸一君）　43ページの中でご説明しては、これでちょっと違うのかどうかわかりませんけれども、村道点検、草刈り業務、委託料の中で４本出ておりますが、草野飯樋線外224キロが１業者です。次が関沢芦原線外179キロメートル、赤宇木高畑線外234.6キロメートル、小宮蕨平線外234.8キロメートル。ほぼぴったりというわけにいきませんけれども、ほぼ同様の延長で分けて点検をしていただくようにお願いしてございます。

委員（佐藤八郎君）　予算は４分割だな、それ。

助成計画についてワークショップ受けてずっと進めて、将来的な土地利用や営農の方向について、行政区ごとに課題や問題点を整理すると。そして必要とされる支援もまとめていくんだというふうに26年度に向けてお話がございましたけれども、今言ったことについてどのように課題問題整理され、どのような支援が必要というふうになったのでしょうか伺います。

総務課長（中井田　榮君）　第４版の復興計画の中に、それぞれ行政区ごとの課題、さらには将来に向けての整理をさせていただいて、中に明示をさせていただいているところであります。具体的には、きのうもお答えしましたけれども成果としては松塚のメガソーラーなんかは具体的な成果を得ているといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君）　前、松塚、伊丹沢、臼石までまたがって土地活用しようという動きがあって、その後村で優良１級農地でしたか、の何パーセントは残してほしいというような希

望といいますか提案をされてきて、今言われたのは土地利用松塚の分ですけれども。その他の地区については、どのような課題やら問題点というのはどういうふうに整理されているのか。特に26年中はそれ以外なかったということになりますか。

総務課長（中井田　榮君）　ごらんになって大体ご承知なのかなというふうに思いますけれども、20行政区のそれぞれの地域の課題、さらには避難区域解除時に想定される課題、さらには行政区の目指す方向性、あとさらにその現状と課題に対する対応策というようなことで、それぞれ行政区ごとに整理をさせていただきまして、さらに添付書類としてはそれぞれのこのような形で仮々置き場の土地利用の内容等を行政区ごとに明示をして、認識を新たにして土地利用を今後とも進めていくというふうなことでワークショップをやってきたというようなことでの成果はあったものというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、４版に記入しているもの以外のものは特に上がってこなかったというか、整理する中ではなかったということですか。

総務課長（中井田　榮君）　ご承知のとおり、この第４版のワークショップをやるときには、行政区の役員さん５人から多いところで15人くらいの人が、そういう中でやってきておりまして、あとさらに行政区ごとに何回かの全体の集会をやりながら取りまとめたところもございまして、これ以上にご意見をいただいております。その中で、個々のワークショップの中でまとめたもの、さらには行政区の全体会でまとめたものを集約をして、この第４版の中に入れてありますので、これ以外のものはいっぱいある、いっぱいある中で集約をしてまとめさせていただいたといったふうにご理解をいただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君）　仮設住宅、公的宿舎の住環境や施設整備の管理運営、改善点。さらに、もう毎回行くと聞くんですけれども、最近支援やイベント、ボランティアも少なくなっているなという実態を聞くんですけれども、事故あった次のとか次の年からして、そういう状況はどんな状況だと言うふうにつかんでいらっしゃるんでしょうか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　仮説と公的宿舎の状況でございますが、年々老朽化が進んでおりますが、その施設整備に関しましては毎日のように情報を管理人もしくは自治会の会長等から連絡をいただき毎日対応しているという状況でございます。以上であります。各種イベント等が入ってきております。そういうふうな支援等につきましては、極力自治会のほうが中心になって受けているという状況でございまして、中にはこちらのほうにも直接くる部分もあります。それらを的確に受けまして仮設、公的宿舎の支援に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

委員(佐藤八郎君)　大分26年中も老朽化というか修繕されたものもあるんでしょうけれども、この件数といいますか、あとはこの自治会任せの支援とかボランティアはつかんでいないんですか、どのぐらい。

生活支援対策課長（細川　亨君）　修繕箇所数については、毎日のように上がってくるものですからちょっと件数は今すぐ出すことはちょっとできませんが、イベントの数についても各仮設、各公的宿舎それぞれまばらでございます。こちらもちょっと集計しないと正確な数字が出てこないものですから、ちょっと調べますので少々お待ちいただければと思います。

委員（佐藤八郎君）　そっちのほうでやるっていうのか。（「そんなことは言ってないから」の声あり）

教育長（八巻義德君）　先ほどご質問いただいた放射線教育の中身でありますが、１つに文部科学省の資料で小学生向け、それから中学生高校生向け、これは副読本ができていまして、それで多くの先生方によってつくられております。それからあと、福島県教育委員会の関係資料といって放射線等に関する指導資料第２版までできています。多くの先生方がかかわっております。それからあと、私どもの委員会でそれ以外に活用した資料の中には放射線健康リスク、これも複数の先生方がかかわっています。あと、内部被ばくについては県立医科大の宮崎先生、それから基礎的なものについては東京大学の作見先生、それから暮らしの放射線Ｑ＆Ａというこれは複数の先生方がかかわっているという。あと研修会資料としては東京医療保健大学の伴先生、それから医療関係については東京大学の中川先生ということで以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　なかなか先ほども副村長からだかありましたけれども、山の山林賠償、立木その他土地、高額な家財に対して早期解決、早期支払いを求めた要望書を上げておりましたけれども、この成果自体はあまり変更ないんですよね。

生活支援対策課長（細川　亨君）　賠償に関しましては、今も協議している部分も多々あります。ただいま山林の立木の部分もまだ交渉中でございまして、まだ協議中というふうな賠償もありますので、決着ついた問題もあるということで、要望を出している分については約半分以上は要望どおり進んでいるのかなという状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　先ほど２月の大雪聞きましたけれども、その後多くの村民は壊れたことは避難していて壊れたんだということで、東電に賠償を求めて当たり前かなということでいろいろやったんですけれども、東電では全然相手にしないという流れであったんですけれども、この村としての取り組みはこの辺はどういうふうにおさまったんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　平成26年２月ですね、当時担当課長しておりましたので私のほうから経過等を報告させていただきたいと思います。大雪によりまして家屋、あとはパイプハウス等の倒壊が出たと、潰れてしまったというのがありまして、災害対策本部を設置しながらその中で、役場職員の中であの現状を調査したところでございます。それで建物、あとパイプハウス等で大体500ちょっとの件数が確認できたと、なかなかそばまで行けない状況だったものですから見た目の判断ということでありました。その一方では、この建物をそのままにしておいたのでは今度除染のほうがうまく進まなくなるのではないかということと、あとはやはり管理ができなかった責任は東電にあるというふうに村のほうでも考えておりまして、１つには東電賠償での対応はどうなのか、あとは除染のおくれが出るということでの対応はどうなのかということで環境再生事務所のほうに問いかけてきたというところでございます。そういう中で、東電のほうでもいろいろ検討していただきましたが、環境省のほうがいわゆる浜であった瓦れき等の処理の中で震災等に倒れた、あとは長期避難による荒廃があるということで、取り壊しのその理由でできるのではないかということで詰めてきたところでございます。そういう中で、今現在その事業が環境省の家屋等の解体工事という中で進めているという状況であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、東電への請求というのは村としてはしないという方向ですか。

除染推進課長（中川喜昭君）　その辺の詳細については、私も環境省との詰めもしておりましたので、東電のほうの回答のほうは聞いていなかった部分でありますが、ただ建物自体についてはそれぞれ年数によっての賠償を受けているという部分があります。そういう意味では建物の倒れぐあいでもいろいろまた変わってくるのかなと。そうなれば、多分にして時間がかかるという思いもあっての部分で環境省の解体工事のほうを選んできたというところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　25年に村の防災計画（案）なるものをまとめられて、その後26年になる中で国、県あわせて修正し決定していくんだということでありましたけれども、この検討経過等どのようにまとめられて。

総務課長（中井田　榮君）　防災計画につきましては、一度県のほうから原子力対策編をというようなことで一度計画を立てて報告をしております。その後につきましては、帰村してからというようなことで、その後は経過としてはやっておりません。今後対応をしていくといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君）　村の防災計画は国に上げるものじゃなく、県に上げればいいもので特別検討のすり合わせというかやればそれでいいということなんですか。

総務課長（中井田　榮君）　県のほうから国のほうには上がっているかと思いますけれども、県のほうに提出をして現在進めているといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君）　ご存じのように村はあの原発事故が起きて見回り隊初め、この村内で操業というか事業を展開していいという事業所があって、ところが実際除染についてはご存じのような状態で、なかなか大変な放射線量がある中での仕事だっていうか労働になっているんですけれども、この健康管理の部分では25年と比較してどのように強化されたり、どんな状況になっているのか。昨年も聞いたので、聞いておきたいのですが。

生活支援対策課長（細川　亨君）　事業所の健康管理の部分の質問でございますが、事業所のほうにお任せしているという状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君）　その任せているのはいいんですけれども、村としてこの労働者の健康管理の任せっぱなしということで報告も何も受けない。この業者、事業所がどういう流れで健康管理しているのかもつかんでいないということではないでしょう。

村長（菅野典雄君）　飯舘村は現在、困難区域までも含めて基本的に入ることは可能であり、とまってはだめだという地域でありますから、その中でそれぞれの事業所が判断で行って頑張っていただいているということであります。我々は村全体をできるだけ線量が下がるようにという努力を国なり何なりに申しつけてやっていくということでありますし、また住民の健康管理でできるだけ多くの人が健康診断をしていただくように、あるいは内部被ばく検査を受けるようにと、こういうことを精一杯皆さん方に問いかけていますし、またいわゆるそのリスクコミュニケーションのパンフもずっと出させていただいて、それが全国の広報では大変高い評価をいただいたという。残念ながらそれが全て皆さん方にどれだけいっているかというのは、今のところなかなか察知がたいわけでありますけれども、村

としての今のところできる範囲のところは精一杯やらせていただいているということであります。

委員（佐藤八郎君）　言っていること答弁合っているのか。幾ら事業所で働く労働者といっても村民でありますので、村民外の人もいるでしょうけれども。健康管理、事業所はどんなことをやって、どういう状況になって、例えば菊池製作所ではどのぐらいの放射線量値が累積であるのかないのか、見回り隊だと6.1から何トンまであるとか、そういうことをちゃんと任せているのはいいけれども、労働環境の中できちんとつかんでいるのかどうかって、各事業所どんなことをやって、まとめていて、報告は村にする義務はないんでしょうけれども、あるのかどうかもわかりませんけれども。そういうことをお伺いしているんですけれども、違かった。

生活支援対策課長（細川　亨君）　村内継続の再開事業所の線量という部分では、もう既に報告を受けておるところでございます。９カ月ではありますが、最高値が2.562、最低値が0.227というふうな状況でございまして、平均値が0.806ミリシーベルトです。年間なんですが９カ月です。こういうふうな数値はこちらのほうで把握しております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　見守り隊は。

生活支援対策課長（細川　亨君）　各事業所全体でございます。

委員（佐藤八郎君）　全体平均ね。

生活支援対策課長（細川　亨君）　はい。

委員（佐藤八郎君）　８事業所。

生活支援対策課長（細川　亨君）　今把握している事業所は15事業所でございます。

委員（佐藤八郎君）　今の平均ですか、９カ月。

生活支援対策課長(細川　亨君)　９カ月の平均ですから、0.806ミリシーベルトでございます。

委員（佐藤八郎君）　線量が5.62高い値、低い値が2.27って言わなかったんだっけか。それで９カ月で15の事業所。（「言ってないな、それは言ってない」の声あり）2.562。

委員長（飯樋善二郎君）　もう１回数値を。

生活支援対策課長（細川　亨君）　15事業所の積算の数値でございますが、９カ月でございます。９カ月で15事業所の平均が0.806ミリシーベルトでございます。その中の最高値が2.562でございまして、最低値が0.227でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　25年に除染・復興加速のためのタスクフォースを開いて、農地除染と農業生産向上の同時達成、森林除染と林業発展のための同時方策。それで26年にそれを具体的に検討してということで復興庁が言っていましたけれども、その辺はどのように、復興庁が言っていたことがどういうふうになったんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　その復興庁で出した計画でありますが、復興庁が出した計画でありまして、除染計画は除染計画でやっているということでありまして、多分村全体の復興に向けての復興庁が出した計画かなと、私もその何とかフォースというのはちょっと聞いたことがあるんですが具体的に読んでいない部分もありますので、復興庁の計画の１つということで、あとはその村内での復興に向けての事業についてはそれぞれの担当課が進

めてきているということでご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　課長、復興庁ってよ、できたときに環境省や文科省の上に立ってまとめていくようなことで進めるという復興庁って始まったような気がするんだけれども。それでそこが出した、そしてそれを26年の中でどういうふうになるんだと私は思っていたんですけれども、今の話聞くと復興庁26年になくなったわけじゃないよね、今もあるんだから。そうすると、余り関係ないということになりますか。

除染推進課長（中川喜昭君）　何か私がたまたまそのフォースというのが覚えあっただけで答弁させていただいておりますが、多分にして復興庁のほうでもいろいろ被災自治体への支援がいろんな計画はされていると思います。その名称の中でその事業があったのかなと思っております。それで今は、多分にして避難解除に向けての加速云々というような事業があるような部分であったのかなというふうに思っております。具体的にその事業等について私も理解しておりませんので、ここで答弁させていただいても間違いがありますので、あとその事業等についての資料を見させていただければと思います。多分復興庁ですので、除染推進ばっかりではないかと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　健康診査は前と違って既存にプラス白血球など検査項目追加されて、26年はこの追加されたことでの成果というか、白血球関係での何か実態があったのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　県民健康調査の検査項目を追加して白血球分画と、あともう１点が、白血球分画検査ともう１つ検査項目が追加になっております。ただ、その検査の内容につきましては白血球のほうは急激に放射能を浴びた場合のときにあらわれるとか、そういう予備的な調査項目になってございますので、成果としては特には白血球分画についてはないという。ただ、その検査項目が上乗せになったことで村民の安心感は多少出たのかなという認識を持っております。

委員（佐藤八郎君）　大変いいことなんで、安心感出たというのはいいことなんですけれども。だんだん４年、５年と、こうなっていく中で、例えば尿検査とかいろいろ検査項目というのが追加されていくのが当たり前かと思っているんですけれども、その辺はどんな方向になるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　特定健診のほうで検査項目については尿検査等も実施いたしておるところであります。あと血液検査とか以前から行っている基本的な検査は同様に行っております。今委員おっしゃったように、この原発事故関連で県民健康調査の数種目が追加になったということでございます。必要とあらば国、県のほうで今後も必要な検査は追加になる可能性はございますが、今のところはこの同様の検査を継続していくということになろうかと思います。

委員（佐藤八郎君）　検査の分析も変わってきているのでしょうか、従来の検査分析でしか物事は出てこないんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　健診を、その健診項目について分析いたしまして健診の結果説明会というのを実施しております。その分析の方法につきましては、検査項目が同様ということで方法については以前と同様でございます。ただ、きのうも申し上げましたが、疾

病の状況が多少震災前と震災後で変わってきておりますので、その辺の早期発見・早期治療について生活習慣病の指導の内容は若干変化しているのかなと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　25年から26年にわたって検査項目追加されて、これどんどんある意味では４年、５年たってきているので、こういう項目も追加、分析も追加しながら、県立医大も放射線専門の建物が今県予算で進んでいるようなので、そういう点ではそういう要求は村として進めていくべきじゃないでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　今の検査項目のことについてでございますが、村としては今ほど申し上げました一方の疾病の状況を、例えば震災前の22年度は高血圧の疾病が一番多かったと、ただ現在においては糖尿病が一番になっているという。また、22年度では糖尿病は４番目ぐらいでしたが現在のところは一番多くなっているという。そういうことで、検査項目よりは村として力を入れたいのは、その後の対応で運動教室を開いたり、メタボの教室を開いたりして、その早期発見・早期治療に努めることが大切なことかなと考えているところでございます。

委員長（飯樋善二郎君）　佐藤八郎委員、あと何項目ありますか。

委員（佐藤八郎君）　早期発見・早期治療はこの26年実施されたものでやっていけるという、大丈夫なんだということになりますか。

健康福祉課長（高橋正文君）　各年度、早期発見・早期治療に努めてまいっておりますが、この資料でお配りしたように受診率が特定健診は54とか、受診率にばらつきがございます。ただ、いろいろなこの検査によって対象の方が違うとか、状況がいろいろ違いますので、ただ受診率を上げることによって早期発見の方がふえるということで、今後とも健診の勧奨に努めてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　村の振興公社における除染作業を実施されておりますけれども、この従業員数、安心・安全の健康管理の実態はどういうふうにつかんで、どういうご指導をされていらっしゃるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君）　振興公社のほうの責任者の１人でありますので私のほうからお答えをさせていただきます。従業員は26年度は下請けといいますか公社からの、公社でできない部分を下に出しておりますので、その辺を含めますと180名去年は、出入りはあります、出入りはありますが180名程度の従業員で作業に当たっておりました。もちろん除染の現場ですから、当然電離則の線量計を持って、朝と帰りとチェックを受けて、それで制限内に全ておさまっているという。平均値等については私はつかんでおりませんが、朝と晩とチェックをして確認をしながら作業に当たっていただいております。特にけがは若干ありましたけれども、そういう健康不安みたいなことでやめられた方はいないと聞いております。

委員長（飯樋善二郎君）　佐藤八郎委員、あらかじめ先に延長しますけれども、あと何項目ですか。

委員（佐藤八郎君）　４点。

委員長（飯樋善二郎君）　時間内で大丈夫ですか。

委員（佐藤八郎君）　答弁よければすぐ終わります。

教育ビジョンを立てて26年もその取り組みしているんだと思いますけれども、その取り組みの中での課題と行動計画での実態はいかが整理されて成果としているんでしょうか。

教育長（八巻義德君）　26年度それぞれ学校において、学校内での評価、それからあと生徒からのアンケート、それから学校外からの評価ということで整理されております。それをそれぞれの学校長のほうから学校運営協議会のほうで報告されております。それを総括しますと、やはり学びの部分ではもうちょっと学力が伸びるよねというのが１つ。それからあと２つ目としては、やはりその早寝早起き朝御飯の基本的な生活習慣、まだ課題のある子供さんがおられるということであります。それから３つ目としては、社会とのかかわりの中でやはりまだまだこれから伸びしろがあるなという部分。それから最後ですが、ふるさと教育の関係については、随分おかげさまで外部のご協力をいただいて伝統芸能とか、それから地域のかかわりができてきたのかなというふうに思っております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　生活習慣でこのどうも親御さんにいろいろ聞くと、避難したことでゲームとか夜時間とかいろいろ出るんだけれども。その辺では取り組む中でどういうご指導、この伸びしろって何、もっともっと学力向上するだろうという話ですか。

教育長（八巻義德君）　１つ目としては、その生活習慣のことについて触れておきます。やはり小さい子供さんの場合は、まだ十分に朝御飯食べていない人がいるなというようなことが１つであります。それからあと中学生になりますとスマホ、それからゲーム等で夜遅くまで起きている子供さんがいるなというふうに思っております。したがって、そのために今全体的にメディア、通称ゲームとかスマートフォンも含めて、それを使う時間をコントロールしようということでメディアコントロールということでペーパーをつくったり、それからご家庭にお渡しさせていただいたりしております。それから伸びしろというのは、学力だけじゃなくて知・徳・体でまだまだそれぞれ伸びる余地があるなというふうな意味でございます。

委員（佐藤八郎君）　７月17日の補正の中で、村民の草刈り、土砂上げでの健康管理と、さらには県産材材料の使用について答弁ありますけれども、これ26年度で実証されたことと成果を伺います。

委員長（飯樋善二郎君）　本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。（「あと何ぼあるの」の声あり）あと２項目です。

復興対策課長（愛澤伸一君）　村内での草刈り作業等での作業員の健康管理ということでございますが、労働安全の面から長袖、長ズボンの着用、それからマスクの着用、ヘルメットの着用ということで各事業者のほうにその励行を指示しているところでございます。それから、県産材の利用につきまして飯野町団地での利用についてのやりとりの中でのお話だったかなというふうに記憶してございますが、内装材で使っているというふうにご答弁をしていたような、済みませんちょっと記録がないので申しわけございませんが、内装材で使用しているということでご答弁したようなふうに記憶してございます。

生活支援対策課長（細川　亨君）　先ほど質問ありました、仮設等のイベント数でございますが、平成26年度延べで192件ございました。また、仮設の修繕箇所数についてですが、平成

26年度で242件の修繕箇所がありました。以上でございます。

教育課長（村山宏行君）　先ほど佐藤八郎委員からおただしありました、被災児童、園児に対します一人当たりの金額ということでありますが、まず幼稚園でありますが一人当たり７万9,520円でございます。続きまして小学校でありますが、12万3,744円です。続いて中学校20万3,307円でございます。こちらについてはスクールバス、通学費については含まれておりません。通学費一人当たり22万ほどかかっているということでご承知おきいただければと思います。

委員（佐藤八郎君）　９月２日に議会及び村にＪＡからと商工会から要請・要望あったわけでありますけれども、そのことについてはどのように26年中に検討されて、どのようになったのか伺っておきます。

復興対策課長（愛澤伸一君）　まずＪＡそうまからの要望事項でございます。こちらは深谷にあります米倉庫の改修をしたいということでご要望が上がってまいりました。ＪＡそうまさんのほうで東北農政局さんのほうとお話をされて、新たな米倉庫をつくりたいので村のほうからも復興交付金の利用についてご協力をいただきたいという内容でございまして、図面等もお示しいただいてきたところでございます。その後ですが、ＪＡそうまさんのほうがもちろん事業主体ということでございまして、東北農政局さんのほうといろいろ詰めていく中で、果たしてその村の中での営農再開がどの程度進んで、どの程度の米が生産されて、どの程度のこの備蓄数量が出てくるのかというふうなことをきちんとＪＡそうまのほうに説明をしてほしいという要望があったそうで、そちらのほうの対応にＪＡのほうで時間がかかっているようでございます。その後、その交渉といいますか東北農政局さんとのお話し合いを受けてＪＡそうまさんの中で今後の進め方について現在検討を進められているというふうに理解してございます。

委員長（飯樋善二郎君）　商工会の要望はどうなっていますか。

生活支援対策課長（細川　亨君）　商工会館の要望かと思われますが、商工会館については今年度の補正予算でしっかり対応したところでございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　商工会館はあのままということに、変更はないんですね。

生活支援対策課長（細川　亨君）　４月の補正予算で皆さんに承認していただいたまま変更は今のところございません。以上です。

委員（佐藤八郎君）　最後ですけれども、相馬福島道路の残土、11月５日に全協で一緒に除染の客土再生に伴う残土処理について、その後26年といわずその後実態があろうかと思いますので、どういう状況であるのか伺っておきます。

総務課長（中井田　榮君）　ご承知のとおり、今深谷の拠点エリアの中にトンネルの残土を入れさせてもらっています。総量につきましては、全体で16万立米ほどあの中に入れるというようなことで現在進んでおりまして、現在メガソーラーとあと手前の道の駅までい館のところの残土を入れているという。今後は11月にＡ－３地区の整備協議会にかけまして、場外転用が決まれば順次そのＡ－３地区の中にも入れて全体で16万立米の残土を入れていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　役場の後ろの。

除染推進課長（中川喜昭君）　中学校の裏山でありますが、昨年度から除染のほうの客土材ということで土取りをしているという。今年度につきましても、土取りをしているという状況でございます。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

委員（渡邊　計君）　29ページの仮設住宅入居高齢者等健康管理事業についてお伺いしますが、回数が353回、参加実人数が226人となっておりますけれども、これ延べ人数はわかるでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　延べ人数については、2,617人でございます。

委員（渡邊　計君）　これ非常に高齢者にとっていいことで、私も仮設にいますが仮設の中で笑い声聞こえてきたり、そういう声聞こえてくるときっていうのはこのＹＡＧＯの体操さんのときだけなんですけれども。以前、最初筑波大のほうで始まったわけですけれども、始まった当初が実年齢より３歳以上年取っている状態だと、でも始まって半年ぐらいで逆に３歳から５歳若返ったという。そういうことでやっておられるわけですけれども、ただ今年の４月ですか、ＹＡＧＯさんが25年から始まって、今年の４月のときに人事異動があるということで役場のほうの、ちょっととまったことがあるんです。週１回のやつが何週かとまったんですけれども、そのとき私は保険課のほうに来ましたところ、自立していただきたいというお話は聞いたんですけれども、なんせやっている人たちが80歳前後の人たちなのでちょっと自立というのは難しいんで、今後はできますれば毎週の継続ができればということで今後検討していただきたいと。以上です。

委員長（飯樋善二郎君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　これで全事業、全ての質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決いたします。

議案第54号「平成26年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　この認定については起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（飯樋善二郎君）　起立４人で多数です。よって、議案第54号「平成26年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第55号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　異議なしと認め、よって、議案第55号「平成26年度飯舘村国民健康

保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第56号「平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　異議なしと認めます。よって、議案第56号「平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第57号「平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　異議なしと認めます。よって、議案第57号「平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第58号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　異議なしと認めます。よって、議案第58号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第59号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　異議なしと認めます。よって、議案第59号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君）　以上をもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後５時０３分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２７年９月１６日

決算審査特別委員会委員長　飯樋善二郎